

令和3年12月定例会

市民環境常任委員会会議録

招 集 月 日	令和3年12月8日(水)
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 会 日 時	令和3年12月8日(水) 午前 8時59分
閉 会 日 時	令和3年12月8日(水) 午後 2時36分
委 員 長	永 沼 博 昭
委員会出席委員	
委 員 長	永 沼 博 昭
副 委 員 長	小 泉 晋 史
委 員	羽 鳥 健 大 塚 佳 之 坂 本 国 広 諏 訪 三 津 枝
委員会欠席委員	なし
委員外議員	なし
傍 聴 者	なし

## 議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 1 0 9 号	鴻巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案可決
第 1 1 0 号	鴻巣市国民健康保険条例の一部を改正する条例	原案可決
第 1 1 1 号	鴻巣市中小企業及び小規模企業振興基本条例	原案可決
第 1 1 2 号	令和 3 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 1 0 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 1 1 3 号	令和 3 年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決
第 1 1 7 号	令和 3 年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決

委員会執行部出席者

危機管理監 関 口 泰 清  
危機管理課長 金 子 学

(市民生活部)

市民生活部長 田 口 千 恵 子  
市民生活部副部長 関 根 則 男  
自治振興課長 伊 藤 正 一  
市民課長 新 井 隆 司  
市民課副参事 川 又 敦 子  
国保年金課長 野 口 豊 和

(環境経済部)

環境経済部長 飯 塚 孝 夫  
環境経済部副部長 高 坂 清  
環境経済部副部長 外 島 洋 志 男  
環境課長 長 澤 和 弘 介  
環境課副参事 高 橋 亮 介  
農政課長 山 崎 淳 一  
環境経済部副部長兼農業委員会事務局長 堀 越 延 年  
商工観光課長 清 水 健 紀  
道の駅整備プロジェクト課長 秋 山 信 行  
道の駅整備プロジェクト副参事 福 智 秀 一

吹上支所副支所長 大 島 和 之  
吹上支所市民グループリーダー 加 藤 勝 美  
川里支所副支所長 吉 田 勝 彦

書記 小野田 直 人  
書記 小 林 美 奈 子

(開会 午前 8 時 5 9 分)

(委員長) ただいまから市民環境常任委員会を開会いたします。

初めに、委員会記録の署名委員を指名いたします。大塚佳之委員と坂本国広委員をお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第109号 鴻巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、議案第110号 鴻巣市国民健康保険条例の一部を改正する条例、議案第111号 鴻巣市中小企業及び小規模企業振興基本条例、議案第112号 令和3年度鴻巣市一般会計補正予算(第10号)のうち本委員会に付託された部分、議案第113号 令和3年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)、議案第117号 令和3年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の議案6件であります。これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案について、議案番号順に執行部からの説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。また、質疑については、質疑する内容をよく整理していただき、補正予算については、予算書のページ数と事業名を先に述べてから質疑をしていただくようお願いいたします。

初めに、議案第109号 鴻巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(国保年金課長)おはようございます。議案第109号 鴻巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましてご説明させていただきます。

これは、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令により地方税法施行令が改正され、国民健康保険税について、未就学児に係る被保険者均等割額の10分の5を減額するなどの所要の改正を行うものです。

また、本市におきましては、国民健康保険税の1人当たり調定額が県内市平均よりも低い状況において、保健事業の充実や医療費適正化を図る

とともに、収納率向上等の取組により国民健康保険財政を維持しておりましたが、本市の国民健康保険制度を持続可能で安定した運営とするため、また令和9年度の県内での保険税水準の準統一に向け、急激な保険税の負担増とならないよう、県から示された標準保険税率に段階的に近づけていくため、国民健康保険税率の改正を行うものです。具体的には、所得割率の医療分を現行7%から6.9%に、支援金分を据え置き、介護分を現行1.7%から2%とし、合計所得割率を現行11%から11.2%に改正し、均等割額の医療分を現行1万6,000円から2万円に、支援金分を据え置き、介護分を1万4,000円から1万6,000円とし、合計均等割額を現行4万3,000円から4万9,000円に改正するものです。

以上が鴻巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明でございます。よろしくお願いたします。

(委員長) ちょっと暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時04分)



(開議 午前9時05分)

(委員長) 暫時休憩いたしましたけれども、引き続き会議を開きます。先ほど私のほうから委員の皆様にも説明して、委員の皆様には議事の進行について協力をいただきますようよろしくお願いいたしますというのをちょっと言いそびれてしまいましたので、これを先ほどの説明の続きで、私させていただきます。

委員の皆様には、円滑な議事の進行について協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

この方法で異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。大変失礼いたしました。

初めに、議案第109号 鴻巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を再度求めます。

(国保年金課長)おはようございます。議案第109号 鴻巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましてご説明させていただきます。

これは、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令により地方税法施行令が改正され、国民健康保険税について、未就学児に係る被保険者均等割額の10分の5を減額するなどの所要の改正を行うものです。

また、本市におきましては、国民健康保険税の1人当たり調定額が県内市平均よりも低い状況において、保健事業の充実や医療費適正化を図るとともに、収納率向上等の取組により国民健康保険財政を維持しておりましたが、本市の国民健康保険制度を持続可能で安定した運営とするため、また令和9年度の県内での保険税水準の準統一に向け、急激な保険税の負担増とならないよう、県から示された標準保険税率に段階的に近づけていくため、国民健康保険税率の改正を行うものです。具体的には、所得割率の医療分を現行7%から6.9%に、支援金分を据え置き、介護分を現行1.7%から2%とし、合計所得割率を現行11%から11.2%に改正し、均等割額の医療分を現行1万6,000円から2万円に、支援金分を据え置き、介護分を1万4,000円から1万6,000円とし、合計均等割額を現行4万3,000円から4万9,000円に改正するものです。

以上が鴻巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明でございます。よろしく願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(諏訪) では、通告していますので、通告のとおりなのですが、埼玉県の方が11月29日に、いわゆる国保の秋の試算というものが検討されたというふうにニュースが入りましたけれども、今回の埼玉県国保運営協議会で出されたものなのですからけれども、それに基づいてのものかなと思うのですが、埼玉県の令和9年度の保険税水準というのはどのような数値で当市に示されたのかをまず最初に伺いたいと思います。

(国保年金課長) お答えします。

先ほど委員のほうからお問合せがありました標準保険税率なのですが、今回示されたのが令和4年度の国保納付金に当たっての標準保険税率、仮算定という形になります。

以上です。

(諏訪) この議案の説明、当初行われていまして、そこに書かれておりますが、令和9年度ですよ。令和9年度に続けるためということを出されていたと思うのですけれども、明確な数値が令和9年度までにどのぐらい必要なのかというものが示されていないということによろしいのでしょうか。

(国保年金課長) 令和9年度というのはまだ示されておられません。毎年その年度の国保事業費納付金を納めるための標準税率というのが県のほうから示されるというような形になっております。

以上です。

(諏訪) そうしますと、説明では令和9年度まで5年間、保険税水準の準統一に向けとご説明がされていまして、そして急激な保険税の上昇にならないように令和4年度が計算されているというふうな説明かと思うのですけれども、今回の条例改定で令和4年度だけの数値を当市は今やっているわけですよ。令和9年度というのは大体どのぐらいになる予定でこういった数値を出したのかを伺いたいと思います。

(国保年金課長) 数字的なものはちょっと幾らとかというふうには申し上げられないのですが、国保については、1人当たり医療費というのも、高齢化であったり、医療の高度化等で毎年上昇しておりますので、今後もその1人当たり医療費については上昇していくというふうを考えられます。そうしますと、今後の事業費についても今後毎年上昇もしくは現状から高止まりというような形に移すのかなというふうを考えておりまして、現状、税率改正を検討した時点で、令和3年度の標準税率ということでしたけれども、その時点で現行の税率との乖離がかなり大きいということで、その令和3年度の県から示された標準保険税率を基に税率改正のほうを検討したというような形になっております。

以上です。

（諏訪）今回の条例改定は、全世帯が値上げになるというような状況かと思うのですが、質問2といたしましては、基礎課税額も所得割率が0.1%引き下げて、そして介護分のほうが0.3%上げるというこの数字、片や引き下げ、片や上げるというバランスというのはどういうところから算定しているのか伺いたいと思います。

（国保年金課長）医療分、基礎課税額の所得割につきましては、県の標準保険税率を上回っているということと、それから応能応益割合の改善のため、所得割率を引下げをしたというような形です。

また、介護分の所得割を0.3%上げた理由ということなのですが、介護分につきましては介護保険制度に対する納付金でありまして、保険者固有の事業展開や政策では解決ができないということがありまして、また対象者が40歳から65歳未満というふうな現役世代ということもありまして、標準保険税率との介護分についても乖離が大きいことから、そういったことを考慮いたしまして0.3%引上げのほうを行っております。以上です。

（諏訪）そうしますと、介護納付金のほうの増加に伴って、そちらのほうもパーセンテージで示したということなのではないでしょうか。

（国保年金課長）介護分についても、標準保険税率と所得割、均等割、両方とも開きがあったものですから、そちらについても今回改正といたしますか、改正案のほうを上げさせていただいているという形になっています。

（諏訪）今回は全世帯が値上げになると、モデルケースでもそのように示されていまして、今鴻巣市の滞納についてなのですが、実際には払えない方がかなりいらっしゃいますよね。これは県のほうの情報でも滞納をしているという額が、滞納は、でもだんだん減っているわけです。そして、実際には令和2年度の滞納世帯というのは990世帯、6,000万という数値を県のほうでも示していますね。実際に毎年今収納が進んでいるということで、滞納そのものは減っているかと思うのですが、今回の値上げでいわゆる払えない世帯というのが出てくる可能性というのは



どのように市は思っているのか伺います。

(国保年金課長) 払えない可能性ということなのですが、現状、本市の1人当たり調定額というのは、県内の市の平均から比較しましても1万円以上低いような状況になっておりますので、そういう意味ではまだ担税力といえますか、納付の余力といえますか、そういったものはあるのかなというふうには考えております。

以上です。

(諏訪) 今回県のほうで示しているものでは、いわゆる各自治体が行っている法定外の繰入れ、これを減らしていくという、そういった指標が出されているかと思うのですが、今回のこの条例の改定によって、当市は今後一般会計からの法定外繰入れ、どのようにしていく予定なのかを最後に伺います。

(国保年金課長) 法定外繰入れにつきましても、埼玉県の方では令和9年度の保険税水準の準統一に向けて解消するよというふうなことも言われておりますので、本市としましても、急激にということではないのですが、段階的に法定外繰入れについても減らしていく方向に行くのかなというふうには考えております。

以上です。

(諏訪) ただいまので段階的に法定外繰入れを減らしていくかなという、そういうことなのですが、今回の条例改定によって法定外繰入れをどのようにするのか、ある程度は計算ができているのかと思うのですが、そのところを伺いたいと思います。

(国保年金課長) まだ予定段階ではありますけれども、令和4年度につきましても令和3年度と金額的にはあまり変わらないくらいの法定外繰入れを行うというふうな方向で一応検討はしております。

以上です。

(坂本) 質問でも通告させていただいておりますけれども、令和9年度の県内での保険税率水準の準統一という文言がありましたので、この準統一のどういうことなのか詳しく教えてもらえたらと思ひまして、現行の国民健康保険制度の説明も含めてお願いできたらと思ひます。

（国保年金課長） 現行の保険制度も含めてということですが、現行はその市町村ごとに保険の税率ですとか均等割額等、また課税についても2方式でやっている自治体もあれば、4方式ということで資産割であったり、平等割を課税をしている自治体もございます。県のほうで第2期の運営方針というのを策定をしまして、その中で保険税水準の統一ということを規定をしております、その中で統一の考え方としましては、原則同じ世帯構成で所得であれば同じ保険税となるというのが保険税水準の定義というふうになっております。その中で、まず令和6年度から納付金ベースの統一ということで、国保事業費納付金の算定過程において医療費水準を反映しないですとか、都道府県向けの公費を市町村単位ではなくて県単位で計算等をするというのが、そういった統一基準で納付金を算定するというのがまず納付金ベースの統一というのが一応令和6年度にありまして、その次に令和9年度から収納率格差以外の項目を統一するというのが一応準統一ということになっております。完全統一というのは、収納率格差も含めて統一というようなことなのですが、現行、収納率格差が令和元年度の資料ですと約12ポイントぐらいあるということなので、その格差が一定程度まで縮小した段階で完全統一というような形に移行するような形になるかと思えます。

以上です。

（坂本）今の健康保険制度って、市単位でやっているものが、最終的になのですけれども、完全統一となると県が責任を持ってやっていくという、そういう感じになるのですか。ちょっとそれがどういう感じなのか教えてください。

（国保年金課長） 県はあくまでも財政運営の責任主体ということになりますので、運営については市町村それぞれというふうな形になるかと思えます。

（坂本）大体分かりました。

では、次に移ります。通告には出していないのですけれども、今回主な改正の内容のうちの（1）未就学児に係るのの軽減というのがあって、この考え方は子育て支援という考え方なのか伺います。

(国保年金課長) こらちは、若年層の経済負担の緩和ということと、先ほど委員のほうからおっしゃられた子育て世代のというような、そういったことがあるかと思えます。

以上です。

(坂本) 分かりました。

それでは続いて、今回簡単に言うと値上げということだと思えるのですが、モデルケースを見ると、所得割の値上げの幅よりも多分均等割のほうの値上げのほうが大きいと思うのですが、そういう考え方でいいですか。

(国保年金課長) 均等割については、所得のない方についても一律の課税というような形になってまいります。所得割については、税率は一定ですので、所得に比例して税額も、もちろん賦課限度額、頭打ちの額もあるのですが、所得割のほうは所得に応じて増えていくということかと思うのですが、均等割のほうは一律被保険者1人当たりという形になるので、その比較として所得割と均等割とどっちがトータルとしてというのはちょっと把握はしてはいないのですが、一応考え方としてはそうです。所得割のほうは所得に比例してということですし、均等割については人数に比例してということで増えていくかなというふうに考えています。

(坂本) 答えてはいただけなかったかもしれないのですが、モデルケース4つあって、多分影響は均等割のほうが大きいと思うのです。値上げの。多分だから所得割の増減というか、増分というのはあまり大きくはなくて、均等割から比べると、そうすると均等割の実際の値上げが医療分のプラス4,000円と介護分のプラス2,000円なので、平均すると1人当たり6,000円ぐらい上がるという考え方でいいのかどうか、ちょっとそれは通告していたのだけれども、どうでしょうか。お願いいたします。

(国保年金課長) 均等割、医療分と介護分で6,000円ということなのですが、先ほどもちょっとお話しさせていただきましたが、40歳から65歳未満でない方については介護分等もかかりませんし、また所得が一

定額以下で均等割等が軽減される方等もおりますので、平均として6,000円増えるということではないのですが、一応こちらで9月末で試算をしましたところ、令和3年度の1人当たり調定額に対しまして3,340円ほど、率にして3.99%ですので、4%弱の増加になる見込みというふうはこちらのほうでは試算をしております。

以上です。

(坂本) ありがとうございます。介護分の負担は、そうですね、保険料負担は40歳以上だったのが、ちょっと6,000円というのは違ったかもしれないですね。今聞いた金額で分かりました。

多分なのですけれども、準統一までに、今の現時点での、これもまた議案資料の10ページに書いてあるのですけれども、県内市町村平均の1人当たりの調定額が9万4,875円となっているので、多分この県平均を目標に上げていかなければならないのかなと私は読んだのですけれども、そういう意味でいうと、ちょっと6,000円で平均考えていたのだけれども、そうすると同程度の値上げってもう一回やもう2回ぐらいしないといけないのかなというふうに読んだのですけれども、その辺はどういうふうに見込んでいるのか伺います。

(国保年金課長) こちらは、8月末のちょっと試算にはなるのですけれども、今の現行税率を標準税率に置き換えて賦課計算、シミュレーションでしたところ、標準税率の場合、現行税率より歳入のほうが6億1,000万ほど増える見込みとなっております。ですから、標準税率でやれば今よりも6億1,000万歳入が増えるということなので、この6億1,000万を例えば5回の改正ということでやると、1回当たりの改正額が1億2,000万ぐらいというような形になりますので、今回影響額が1億1,700万ということで一応お出しさせていただいておりますので、そういうことから考えると、今後も毎年標準税率等も変わってまいりますので、その中で標準税率との乖離というのを見ながら、税率改正についても検討していく必要があるのかなというふうには考えております。

以上です。

(坂本) すみません。今回の改正でどれだけ税収というか、アップする

のか、もう一度ちょっと教えてください。

(国保年金課長) 一応約 6 億 1,000 万になります。

(何事か声あり)

(国保年金課長) 失礼しました。1 億 1,700 万です。

(坂本) そうすると、その 6 億 1,000 万って何でしたっけ。ちょっとすみません。

(国保年金課長) 令和 3 年度の県の標準税率で本市の所得状況等で計算をしてみた場合の金額が現行税率と 6 億 1,000 万ぐらい開きがあるというような形になりますので。

(坂本) 分かりました。ありがとうございます。

そうすると、今後同程度の値上げを何回ぐらいしていくようなイメージなのかというのをもう一度、すみません、最後教えてください。

(国保年金課長) 今のところ、毎年改正で 5 回というふうな形で一応考えております。

以上です。

(大塚) 皆保険制度における国保の一部条例の改正ということで、細かいことは大体伺いましたけれども、今後、今回の改正の内容を、いわゆる納める側にすると負担増ということになるわけです。これを具体的にどのように知らせていくのか。金額的にはどおんと大きく上がるわけではないので、多分税率が変わったよとか金額変わったよというのは何となく理解をしていただいて対応していただいているのかなと思うのですが、そうはいってもやっぱり殊さら丁寧にお知らせをしていかないと、先ほど諏訪委員の質問ではありませんが、納めたくても納められない方、あるいは心情的には、何だか知らないけれども一方的に上がっているよねという、なかなか納得いかない方も増えてくるのかなと思うのです。そこで伺いたいのですが、どのように対象となる皆さんに知らせていくのか、その具体的な方法を伺います。

(国保年金課長) 広報はもちろんなのですが、それ以外に国保だよりというのを夏と冬にも出しておりますので、そういった国保だより等でも周知をしたりですとか、あとは納税通知書を皆様にお送りすると

きに、税率改正がありましたとか、そういったペーパーについても今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

（大塚）今答弁にあった通知書なのですが、これはもう来るとすぐに納める対象になるわけですね。私がちょっと気になっているのは、事前にお知らせをして、一人でも多くの方に理解をいただくような努力といますか、そういったことが必要かなとちょっと感じているのですが、例えば今回でなくても過去にも幾度となく税制改正があって、いわゆる負担増というのが現実的にあったと思うのです。毎回思うのですけれども、今出た国保だよりにしても納付書にしても広報にしても、何となく後づけというか、その場限り、その場のぎみみたいなふうにも思えてしまうのです。何か工夫を凝らして、一人でも多くの皆さんに理解をいただけるような、そんな手段というか、手法はどうでしょうか、ありませんか。いかがでしょうか。

（国保年金課長）先ほどおっしゃられたように、納税通知書が届いた段ではなくてということであれば、もっとその先に広報等でお知らせをするとか、場合によっては、ちょっと実現できるかというところもあるのですけれども、事前に皆様にそういった封書でお送りするとかということも一つの方法としてはあるのかなというふうには考えております。

以上です。

（大塚）「広報かがやき」、それから国保だより、通知書もそうなのですが、あくまでも紙ベースです。これ電子的に、いわゆるそれ以外のSNSとかを含めて、そういったことは今のところ考えにはあるのでしょうか。

（国保年金課長）そちらについても、ホームページであったり、ライン、ツイッター等でも周知のほうは図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

（大塚）最後の質問です。今回、条例改正、いわゆる税制改正の一部ということで行うわけですが、例えばこれ皆さんにお知らせを、今

答弁にあったようにホームページ等のデジタルも含めてお知らせをしたときに、納める方、対象者の方からクレームとかというのは、例えば過去にはあったのでしょうか。それはいかがでしょうか。

(市民生活部副部長) 国保税の改正については、平成30年に制度改正に合わせてさせていただきました。今回4年ぶりという形で提案させていただいているところです。当然、平成30年のときには大幅な制度改正が伴いましたので、事前に広報、独自の国保だよりという中でも国保税がピンチという形で、現状制度も変わる、財政も変わるというところでもアピールをさせていただきました。税率改正をさせていただいて、当然納付書を見て高くなったというようなお話はありますけれども、現行制度の中では7割、5割、2割の軽減がありますし、未申告で軽減を受けていない方等もいらっしゃいますので、それに合わせて国保だより、通常だと年1回発行していたものを2回発行して、夏号というのを作りまして、未申告の方、ゼロ申告というのですか、収入がないという申告をしていただければ軽減は受けられるというところで周知を図っているところであって、現在年2回広報させていただく中で、先ほど課長のほうが申し上げましたけれども、冬号について、税率改正あった旨もしくは財政について周知を図っていきたいと思っております。

以上です。

(大塚) 様々な手段を用いて、いわゆる対象となる皆さんにお伝えをしていくということですので、ぜひ効率性とスピード感、それから公平性、この3つを兼ね備えた形でやっていただけるのかなと理解をいたしました。その結果を見て、また何かあれば直接お伺いをしたいと思います。

質問は以上です。

(羽鳥) それでは、議案第109号について質疑をいたします。質問が重複してしまいましたので、1点だけ質問をさせていただきます。

所得割と均等割の考え方と今後の方向性についてなのですが、やはり医療分については所得割が0.1%減、介護分においてはプラス0.3%、均等割については医療分がプラス4,000円、介護分もプラス2,000円となって

おりますが、その考え方、どうしてそういうふうな形で今回決めたのかをお聞きしたい。また、今後、令和9年度の県内での保険税の水準の準統一に向けてどのように考えていくかを改めてお聞きいたします。

（国保年金課長）お答えいたします。

応能応益割合につきましては、50対50が基本となっております。令和3年度の埼玉県の応能応益割合は、応能割が52.6%、応益割が47.4%で、本市の応益割（P16「応能割」に発言訂正）は64.13%、応益割が35.87%となっております。今回の改正をもってしましても応能割が61.05%、応益割が38.95%と、応能割合が3.08%の改善にとどまっております。今後も応能応益割合50対50を基本としまして、応能応益割合の改善に努めてまいります。

（羽鳥）私考えるに、均等割、確かにもう全世帯に平等にやる形ではあるのですが、やはり所得割のほう、収入があるからこそ所得があるということなので、そちらのほうに依存するという考え方もあるのではないかと思うのですが、その点についてお聞きいたします。

（国保年金課長）まず、最初に発言の訂正をお願いいたします。

すみません、本市の応能割は64.13%で、応益割が35.87%となっておりますので、先ほど「応能割」と言うべきところを「応益割」とちょっと申し上げたようでございますので、発言の訂正をお願いいたします。

（委員長）ただいまの訂正の発言につきましては、許可することといたします。ご異議ございませんか。

（異議なし）

（委員長）ご異議なしと認めます。

よって、発言の訂正は許可されました。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

（委員長、すみません。もう一度改めて言い直してくださいの声あり）

（国保年金課長）失礼いたしました。では、申し訳ありません、最初からちょっと説明をさせていただきます。

応能応益割合は、50対50が基本となります。令和3年度の埼玉県の応能



応益割合は、応能割が52.6%、応益割が47.4%で、本市の応能割は64.13%、応益割が35.87%です。今回の改正をもってしましても応能割が61.05%、応益割が38.95%と、応能割合が3.08%の改善にとどまっております。今後も応能応益割合50対50を基本としまして、応能応益割合の改善に努めてまいります。

以上です。

(委員長) ただいまの訂正の発言につきましては、その他委員長に一任願います。

(2回目の質問やったもんね。私やったよの声あり)

(国保年金課長) 所得割のほうにというふうなお話でよろしかったでしょうか。所得割に偏った課税ということになりますと、やはりリーマンショックですとかコロナによる収入の激減等のそういった不測の事態に対応できないというようなこともございますので、50対50が国保の安定運営の指標というふうにされております。

以上です。

(羽鳥) ちょっと厳しい言葉になりますが、国保加入者の所得割に依存することは、正直厳しいのでしょうか。そういうふうにちょっと聞かれる部分もあるのですが、そこはいかがでしょうか。

(国保年金課長) 国民健康保険については、やはり構造的な問題としまして高齢者の方が多いですとか、非正規の方等が多かったりとかという部分もございますので、そういった意味でいいますと、あまり所得割に頼った課税構成というか、応能割に偏った財政というのは好ましくないのかなというふうには考えています。

以上です。

(羽鳥) そうしますと、ちょっと質問の通告に入っていなかった部分になるので、答えられるかどうか分からないのですが、現在までの国保加入者の増減及び内訳構成、加入者の、大まかに説明できますか。それがないと結局所得割と均等割の論拠ってなかなか出せないと思うのです。我々に説明ができないでしょう。我々も分からないし。そこはいただけ

ないですか。材料なくして我々もこれを受け入れるわけになかなかいかないものですから、その点やはり、国保加入者の増減傾向及びその加入者の構成、それがある程度把握できなければ我々も十分な審議というのはできないと思いますので、その点をお聞きいたします。

（市民生活部副部長）国民健康保険の被保険者の増減ということなのですけれども、一つには転入転出というのは主立った理由になります。あとは社保離脱、令和2年度のほうで参考に申し上げますけれども、増加の移動内訳ということでは、増加の内訳が4,828の届出というか、処理をさせていただきました。そのうち転入についてが898、社保離脱が3,703、生保廃止だとか出生その他が残りの部分という形になります。一番多いのが社保離脱という形です。一方、加入者の減の理由としては、届出的には4,799、転出が694、社保加入による被保険者の減、喪失というのですか、それが2,598、残りが生活保護開始だとか死亡、次いで大きいのが後期高齢者への移行による喪失と、75歳とか、一部65歳以上の方いらっしゃいますけれども、そういった方というようなのが主になります。あと、所得階層とかという話なのですけれども、大変申し訳ないのですが、社保離脱という形になると前年所得に基づいてという形になるので、おおむね所得があった、ただこれ前年だとか、もうこれからの所得という形だとちょっとないので、その辺についてはリストラ減免というような制度もありますので、そちらをご利用していただいているという状況です。主立ってが例えば退職、定年だとかという部分で社保離脱になった方も当然いるので、その方については年金の所得という形で給与所得からスライドするような形の方が主立っては多くなっております。被保者数の増減なのですけれども、実は令和2年は特殊な事例という形にはなるかと思うのですけれども、コロナの影響で国保に加入される方が一部ちょっと多くなったという事例ありますけれども、平均的には年間1,000人ぐらい減少しているというようなことで、今後もそういった傾向は続くような予測ということで進んでいます。以上です。

（羽鳥）今お聞きしましても、やはり国保に加入されている事業者の方

も新型コロナウイルスの大ショックによって大変疲弊しているのです。そのような中、非常に鴻巣市の国保体制のほうがよくだったので、今まで県内の平均と比べても1万円ぐらい安いわけです。これから令和9年度の県内の保険税の水準の準統一に向けて毎年改正していくというのと相当な負担が来るなという心配をしております。

今回、健康保険法等の一部の改正もありましたが、そのことについてちょっとお聞きしてよろしいでしょうか。今回の条例改正を誘発する形での健康保険法等の一部改正があったわけですが、このことについてお聞きをいたします。

(国保年金課長) そちらにつきましては、未就学児について、均等割額を10分の5減額するというふうなものとなっております。

以上です。

(羽鳥) 失礼しました。それは了解いたしました。

そうしますと、今後の方向性についてなのですが、今回のような結局は保険税の増改正が今後5年間続くというふうに理解してよろしいのでしょうか。

(国保年金課長) 5年間毎年必ずかということはあれなのですが、毎年県から示されます標準保険税率と現行税率との比較の中で税率改正についても検討していく必要があるのかなというふうには考えています。

以上です。

(羽鳥) そうしますと、今回の条例改正に伴う増額よりは小さくなっていくのでしょうか、今後は。その予想だけはつけられますか。おおむね目標の統一額が提示されていないとはいえ、県平均と本市の差がこれだけあるというのが見えていれば、ある程度もうシミュレーションできますよね。それを踏まえてお答えください。

(国保年金課長) 先ほどもちょっとご答弁させていただきましたけれども、令和3年度の標準保険税率で賦課計算をした場合、現行税率と6億1,000万ほど歳入に開きがあるというふうなことです。県から示されます標準保険税率についても今後もすぐに下がってくるというふうにはあまり考えられませんので、そうしますとそういった乖離差を埋めてい

くような改正というのが今後も必要になってくるのかなというふうには考えています。

以上です。

（羽鳥）やはり私も国保に加入しているので心配しておるのですが、今県平均と本市の調定額の差が1万円ぐらいというふうなわけなのですが、今後県の平均がどんどん上がっていくと思うのです。それにまた本市も保険税水準の準統一に向けて合わせて上がっていくというのと、これなかなかまた厳しい事態が来るのではないかと、保険税の納税のほうには非常に負担が大きくなるのではないかとというふうに思っておるのですが、そういう考え方ではおかしいですか。

（市民生活部副部長）今回、議案資料のほうでもちょっとご提示はさせていただいたのですけれども、現行の鴻巣市の保険税率、全体では11.0の4万3,000円、これを今回改正させていただくという流れと、その下段に県の標準保険税率、これ合計だと11.56%、均等割については7万1,447円になります。約3万円とは言いませんけれども、2万8,000円だとか、そのぐらいの差があるという部分では、均等割を今後これに近づけるといようなことが一つにあるかと思えます。今後、県のほうで標準保険税率、今もそうなのですけれども、標準保険税率というのをお示しをしている中で、最終的にはゴールラインはこの辺りになるのかなと。当然、市町村の徴収率だとか、この辺をどこまで加味するのか、最終的には、年度は示されていませんけれども、完全統一、これ現在後期高齢者がこの制度になります。保険税の収納率にかかわらず県内統一という形になっていますので、目指すところはそちらになりますけれども、年度を追って準統一だとか、納付金ベースだとか、収納率格差以外のという形で順次進んでいくという中では、毎回示される納付金、それと医療費の動向によって変わってきますけれども、現状では議案資料にある県の部分、これに近づける努力を毎年していくという形になりますけれども、市町村によってそれぞれ考え方が違いますので、どのくらい税理のほうに反映させるのかという部分は示される数値の中で検討させていただきたいと思っております。

以上です。

(羽鳥) 失礼しました。私もちょっと見ている部分が見間違いでした。そうしますと、やはり均等割だけ見えても、まだ恐らく倍近くあるわけですね。それをあと5年間のうちに追いつくという、相当過激な税のアップになってしまうというふうに理解しておるのですが、激変緩和というか、そういう形の対応というのは何らかの方策ございませんか。

(市民生活部 副部長) この制度改正するに当たって、激変緩和というのは各市町村、実はもう既にあてがわれている状況です。これも激変緩和はなくすというのが令和5年にはなくなります。6年からなくなるのですか、5年は措置される予定なのですけれども、現在医療費の水準というのも各市町村違いますので、これを反映させていただいているところなのですけれども、令和4年度についてはこの水準というのを段階的に緩和していくと。令和3年度はその医療費水準を丸々反映するということで、計数でいうと1、令和4年度が0.67、令和5年度は0.33、令和6年度はゼロということで、全県で医療費水準を統一した中で納付金を算定するという方法になってきます。そうしますと、現在鴻巣市の1人当たりの医療費だとか、その辺にかかわらず納付金というのが納付してくださいというふうに変ってきますので、どうしてもその金額は納付しなくてはならないと。反面、例えば鴻巣市の医療費が急激に上がったとしても納付金で対応していただけると。逆に言うと、医療費が安い市町村についても同じだけの負担を求めるという形になるのですけれども、制度的に県内統一というのを目指しておりますので、順次示された数値の中で今後議論をさせていただきたいと思っております。

(委員長) ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時59分)



(開議 午前10時14分)

(副委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(永沼) 提案説明に、国民健康保険税について、未就学児に係る被保険者均等割額の10分の5を減額するものとありました。未就学児の対象と

なる生年月日はいつまでの児童のことをいうのか伺います。

(国保年金課長)令和4年度の未就学児の対象者でございますけれども、平成28年4月2日以後に生まれた被保険者となります。

以上です。

(永沼)次に、法定軽減区分7割、5割、2割、軽減なしの世帯によって軽減の合計が違うことが資料の表で分かります。それぞれの法定軽減区分の現状での対象人数について伺います。

(国保年金課長)令和3年10月末時点での計算になりますが、7割軽減の未就学児が101人、5割軽減の未就学児が53人、2割軽減の未就学児が63人、軽減なしの未就学児が178人で、合計で395人となります。

以上です。

(永沼)令和9年度県内保険税水準の準統一に向けての改正ということでしたが、この改正により影響が特に大きい所得階層について伺います。

(国保年金課長)お答えいたします。

所得割率は一定のため、税額は所得に比例して増加いたします。ただし、賦課限度額があるため、一定以上の所得で頭打ちとなります。また、均等割につきましても被保険者数に比例して増加をいたします。このようなことから、所得が大きく、被保険者が多い40歳から65歳未満の世帯の影響額が特に大きくなるというふうに考えております。

以上です。

(永沼)令和2年度1人当たり調定額、県内市平均は9万5,606円、本市は8万3,862円、40市中32位ということで資料説明にありました。令和3年度の順位はもう既に出ているのか、また今後この順位というのは令和9年度に向けて必要性がなくなってくる可能性があると思うのですが、今後の本市の順位についての考え方、見解について伺います。

(国保年金課長)令和3年度の順位につきましては、決算確定後となります。ただ、令和3年度は税率改正を行っておりませんので、おおむね同程度の順位になるのではないかなというふうに予想しております。

1人当たり調定額につきましては、税率以外にも所得水準であったり、被保険者の年齢構成などに影響がされております。永沼委員ご指摘のと

おり、標準保険税率に近づけるということで順位の必要性というのとはなくなってくるのかなというふうに考えております。今後も本市の1人当たり調定額の推移というのが重要になってくるというふうに考えております。

以上です。

(副委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時19分)

---

(開議 午前10時19分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(諏訪)では、議案第109号 鴻巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論いたします。

今回の条例改定は、資料にあるように急激な保険税の負担増とならないよう段階的に値上げをするというものです。医療分の均等割が年額4,000円、介護分が年額2,000円の値上げです。モデルケースの表で見ただけでも、全ての加入者が値上げとなります。1,000円から2万円を超える値上げ率は4%から13%となっています。国保には社会の変化が反映するという特徴があります。令和2年のコロナによる加入者増にも現れています。鴻巣市において自営業、農業、無職、非正規雇用の方々が多く加入をして、割合として高齢者が多いです。国保には事業者負担に該当するものもなく、加入者の職業構成や所得水準を考えると、国保税の負担は相当に重いものです。社会保障としての国保は、税そのものの負担が貧困を拡大すると言わざるを得ません。高い国保税となる構造、滞納せざるを得ない状況をなくしていくためには、先ほどのご説明にもありました国保の構造的な問題の解消が急務になっております。市民の健

康を守る立場で自治体が努力をしてきた一般会計繰入れを赤字と呼び、解消するというのは乱暴な方針だと考えます。全国知事会は、国保の構造的問題の解決のためには1兆円の公費の投入が必要だと要望が出されています。国が3,400億円の財政支援でとどめている中で、法定外繰入れを削減、解消することは国保税の大幅な引上げにつながります。国保の負担がこれ以上引き上がるなら、さらに滞納者が増え、加入者の生活や健康が脅かされることにつながりかねません。自治体としては、国に対して、国保の構造的問題の解決のための公費投入、またほかの保険制度になく、現在の人頭税と批判されている均等割の廃止を強く求めることも必要だと考えます。

以上のことから今議案、109号に対して反対といたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありますか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第109号 鴻巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第109号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第110号 鴻巣市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(国保年金課長) 議案第110号 鴻巣市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましてご説明させていただきます。

これは、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布され、出産育児一時金の支給額が40万4,000円から40万8,000円に引き上げられたことにより改正するものです。具体的には、令和4年1月1日より産科医療補償制度の掛金が1万6,000円から1万2,000円に引き下げられますが、



少子化対策としての重要性に鑑み、支給総額の42万円を維持すべきとされたことから、現行の支給額40万4,000円を40万8,000円に引き上げるものです。

以上が鴻巣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の説明でございます。よろしくお願いいたします。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（諏訪）通告をしています。ちょっと漢字の変換ミスがありました。「産科」を「参加する」の「参加」で書いてしまいましたが、「出産」の「産」です。

産科医療補償制度に加入をしていない場合、また大変残念ながら流産や早産、死産、そういったことになった場合もこの同一の金額が給付されるということなのかを伺います。

（国保年金課長）産科医療補償制度に加入していない場合や、流産、死産の場合は40万8,000円となります。流産、死産の場合は妊娠4か月を超える出産ということになりますけれども、妊娠4か月を超えていれば、流産、死産でも出産一時金のほうが支給をされます。それから、産科医療補償制度に加入している医療機関等での早産の場合は42万円が支給されます。

以上です。

（諏訪）そうしますと、産科医療補償制度に加入をしていない場合で流産、早産の場合には42万円ということになるのですか。すみません、ちょっと今よく分からないのですが。

（国保年金課長）産科医療補償制度に加入をしていない場合や、流産、死産の場合は40万8,000円になります。

以上です。

（諏訪）すみません、先ほど42万円の給付というふうに聞こえたのですけれども、そうではないということですね。40万8,000円で同一ということではよろしいわけですね。

（国保年金課長）42万円支給されるのは、出産育児一時金の本体部分と

産科医療補償制度を合わせて42万円ということですので、産科医療補償制度に加入している医療機関等での出産の場合は42万円になります。ですから、産科医療補償制度に加入をしていない医療機関等での出産ですとか死産、流産等については40万8,000円になります。

以上です。

（坂本）妊産婦の方が病院に入院等をして出産する、そのときに医療機関にお金を支払う、その支払うお金を補償してあげるために出産育児一時金と、あと産科医療補償制度の合計額42万円を出してもらおうということなのですが、その出産育児一時金と医療補償制度のお金ってどういうタイミングで出してもらえているのかちょっと伺います。

（国保年金課長）支給される時期でございますけれども、基本的には被保険者が出産をした後になります。ただ、多くの被保険者の方が医療機関のほうで直接支払い制度を利用することになりますので、実際はその医療機関で退院時等精算をする際に出産費用から出産育児一時金の42万円を差し引いた差額を支払うような形になりまして、医療機関等は国保連合会のほうにその42万円については請求するような形です。我々のほうでは、その請求に基づいて国保連のほうにお金を払うというような形になります。

以上です。

（坂本）いわゆる妊婦さんが自分でまずは40万程度を、以前、大昔はたしか準備しないといけなかったというふうに自分のときとか記憶しているのですが、今はそうではないということによろしいのでしょうか。一応確認。

（国保年金課長）もちろんそういったやり方もできるのですが、多くの方が直接支払い制度というのをご利用して、一時的に多額のお金を用立てしなくても済むような形でこういった直接支払い制度というものができておりますので、多くの方がこちらの制度をご利用になっているという現状かと思えます。

以上です。

（坂本）逆に医療機関の医療費というか、分娩費が安くて42万にいかな

い場合もあるかもしれないですね。それより多い場合もある場合、多い場合は追加で、プラスで払ってあげれば良いと思うのですけれども、少ない場合ってあるのですか。少ない場合、あった場合に、それって直接払ってもらうにしてもどうなっているのでしょうか。

（国保年金課長）少ない場合については、こちらで後日把握ができますので、ご本人のほうに文書で連絡をしまして、後日差額について請求をしていただくというような形になります。

以上です。

（羽鳥）それでは、議案第110号について質疑をいたします。まずもって、現在実際の出産費用の平均という額はどれぐらいになるかをお聞きしたいと思います。

（国保年金課長）こちら、令和3年の4月から11月までの本市に請求のありました35件の実績でのちょっと平均額ということになるのですけれども、約57万2,500円というような金額になっております。

以上です。

（羽鳥）そうしますと、出産育児一時金及び産科医療補償制度の掛金の支給額、これの変遷についてちょっとお聞きできますか。私、38万円という数字非常に印象強く覚えておるのですが、今42万円まで上がってきたわけなのですが、この近年、結構な勢いでこの額が上がってきたとは思っておるのですが、その点お聞きしてよろしいでしょうか。

（国保年金課長）羽鳥委員のおっしゃるとおり、平成21年の1月から出産一時金については38万円というふうなことであったのですけれども、こちらが21年の10月から42万円というふうに変更になっております。

以上です。

（羽鳥）これちょっと次の質問のところに入りますが、40万8,000円の算出根拠ということに書いてあるのですが、産科医療費の補償制度の掛金のほうが今回1万2,000円になってしまうということなので、トータル42万円、この算出根拠って一体何なののでしょうか。それをお聞きいたします。

（国保年金課長）一応平成23年の4月から出産育児一時金を原則42万円

というのが恒久化がされております。27年の1月に産科医療補償制度の掛金のほうが3万円から1万6,000円に引き下げられておりました、このときに出産一時金のほうが39万円から40万4,000円に引き上げられております。今回の改正につきまして、令和4年の1月からまた産科医療補償制度のほうが1万6,000円から1万4,000円（P28「1万2,000円」に発言訂正）というふうに4,000円ほど引き下げられておりますので、それによって出産一時金のほうも40万4,000円から40万8,000円に引上げというふうな形になって……

（委員長）答弁を続けてください。

（国保年金課長）すみません。発言のちょっと訂正をお願いいたします。今回の改正で令和4年の1月から産科医療補償制度の掛金のほうが1万6,000円から1万2,000円に引き下げられましたので、出産育児一時金が40万4,000円から40万8,000円のほうに引き上がっております。

以上です。

（委員長）ただいまの発言訂正については、委員長に一任願います。

（羽鳥）それでは、最後に出産育児一時金の支給額、これを今後独自に上げていく予定は検討されていないのかをお聞き申し上げます。

（国保年金課長）独自に上げるというふうなお話ですけれども、国のほうでも昨年来、出産一時金のほうを50万にするとかという、そういったちょっと話もあったのですが、実際出産に伴う費用のうち保険外の分等もあるのでというようなことでその改正のほうが見送りになったというふうな経緯もございます。今後につきましては、本市としましても、令和9年度の保険税水準の統一等もありますと県内等でのその辺の給付額の統一等もありますので、今後の国の動向というのを注視していきたいというふうに考えております。

以上です。

（委員長）ここで暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時37分）



（開議 午前10時37分）

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

(小泉) それでは、先ほど羽鳥委員の質問の項目で重複している部分があるのですけれども、4,000円上がった根拠についてなののですけれども、先ほど掛金が引き下がった。掛金というのは集めるお金というか、掛けるお金の部分下がったのに4,000円上がったということではないのですか。それは、何か判断基準みたいのってあるのでしょうか。

(国保年金課長) その掛金、産科医療補償制度の掛金が1万6,000円から1万2,000円というふうになっております。産科医療補償制度については、別の団体のほうで運営をしておるのですけれども、その中で掛金の見直しという中で4,000円引き下がったということになるのですけれども、42万円の総額を維持するということになりましたので、その掛金が4,000円下がった分、出産一時金について4,000円増額というような形で40万8,000円というふうな形になっております。

以上です。

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午前10時40分)



(開議 午前10時41分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(市民生活部副部長) 出産育児一時金については、本来の支給金額プラス産科医療費という形で、合計で42万円を従前支払っていたという形になります。ご指摘の産科医療補償制度、1万6,000円から1万2,000円に変わったということで4,000円、そうするとトータルとしては、では41万6,000円かな、払うというような議論になるかと思うのですけれども、これについては少子化対策として重要性があるという部分、それで42万円を保持すべきという考えの下、掛金は少なくなるのだけれども、出産育児一時金を4,000円増額して、トータルで42万円をという形になるので、こちらの掛金については分娩機関のほうで同時徴収をかけている形になるので、出産された方が支払いの中で当初50万円払うところを42万円差

し引いてお支払いしていただくという部分で、国内出産であればほとんど影響がないという形になるのですけれども、海外出産だとか、先ほど死産だとかを申し上げましたけれども、そういう方は通常は今までが40万4,000円、産科医療補償制度に掛けていませんので、40万4,000円だったものが40万8,000円という形で、実質的には海外出産だとか死産の方については支給金額が上がるというような形になります。説明はそういう形になるので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

(小泉) それでは、1点、それはほかの市町村との違いというのはあるのでしょうか。

(国保年金課長) 県内63市町村のうち、幸手市のみが出産一時金としまして第1子から50万円を支給しております。また、上尾市、桶川市及び伊奈町が第2子以降の出産育児一時金として50万円を支給しております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第110号 鴻巣市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第110号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第111号 鴻巣市中小企業及び小規模企業振興基本条例について、執行部の説明を求めます。

(商工観光課長)議案第111号 鴻巣市中小企業及び小規模企業振興基本条例についてご説明申し上げます。

本市におきましては、中小企業、小規模企業は地域の雇用と経済を支え、にぎわいを創出するとともに、本市のまちづくりにおいても地域社会の担い手として重要な役割を果たしてきました。一方で、少子高齢化、人口減少、消費需要の多様化など社会環境の大きく変化する中で、中小企業、小規模企業の多くは売上げの低迷や労働力不足、後継者不足、そしてコロナ禍など様々な課題に直面しています。

本条例は、まちの活性化を推進し、地域経済の持続可能な発展を図るためには、中小企業、小規模企業の振興を市の重点課題と位置づけ、中小企業、小規模企業の振興に関し基本となる事項を定めるとともに、市及び商工会の責務だけではなく、中小企業、小規模企業、大企業、金融機関、教育機関、市民それぞれが果たすべき役割を明らかにすることにより連携を促進し、地域経済の活性化及び市民生活の向上を図るため、新たに条例を制定するものとなっております。

説明は以上です。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(諏訪) では、議案第111号の質疑をさせていただきます。

鴻巣市も私が住んで30年以上たつのですけれども、いわゆる商店街が非常に寂れてしまったなという感じを受けるのです。そういったものを市もきちんと重要課題としていくということの条例のようなのですけれども、このところ、コロナ禍もあるかと思うのですが、様々な調査の上で、東京商工リサーチの調査においては、2020年度の上半期、1月から6月の全国の企業の倒産が非常に増えている、11年ぶりに前年同期を上回ったという数値が出ております。4,001件ということなのです。このままでは1万件超えてしまうのではないのかというようなことも報道でされて

います。そういったことから、では市内の中小、小規模企業の近年の、できたら5年ごとぐらいで構わないのですけれども、企業数の変化、推移をまず伺いたいと思います。

(商工観光課長) 市内事業者の数字につきましては、5年ごとの経済センサスという数字ということで把握しております。こちらにつきましては、平成28年は3,574件、次が3,713件、平成21年が3,372件となっております。すみません。平成28年が3,574件、平成……失礼しました。5年ごとではなくて、平成26年が3,713件、平成24年が3,372件となっております。すみません。5年ごとの推移は不明となっておりますけれども、今の2年ごとの数字ということになります。失礼いたしました。

(諏訪) ただいま調べられている限りの数字かと思うのですが、平成26年が3,713件、そして平成28年が3,574件というふうに伺いました。直近のものがあればなおいいかなと思うのですが、明らかに2年間で百五、六十件が減っているということですよ。この近年のものは、もしありましたらちょっといただけたらと思います。

(商工観光課長) 平成28年が直近となるのですけれども、税務課から頂いた資料でいきますと、個人事業主を抜く法人の廃業、倒産件数となりますけれども、コロナ感染症等により倒産なのか自主廃業なのかというのはちょっと内訳分からないのですけれども、令和2年が52件、令和1年が71件というふうに伺っております。

以上です。

(諏訪) ただいまのいただいた数字は、令和2年52件というのは、いわゆる廃業という件数でよろしいわけですね。これは税務のほうの関係の資料ということでございますので。そうしますと、現在どのぐらい、今回の条例に対応する中小企業、小規模企業の件数というのは、現在の件数をちょっといただければと思います。

(商工観光課長) こちらも平成28年、2016年が最新となりますが、3,574件となっております。

(諏訪) 平成28年から随分、現在令和3年ですので、現在の数値がこの平成28年の数値を基に様々な今後やり取りをするということになるわけ



ですか。

（商工観光課長）今公表されている国勢調査、経済センサスの最新のものが平成28年となるので、こちらが公というか、公表しているものという数字ですので、こちらを採用しているという形となっております。経済センサスにつきましては、来年度ですか、最新のものが出るというふうに伺っております。

以上です。

（諏訪）そうしますと、統計資料に基づいた数値で当市は商工の様々な事業を行うということになるかと思うのですが、その数字がどうして押さえられないのかが不明なのです。といいますのは、やっぱり今回の条例は中小、小規模企業の活性化をさせていくと、そういう内容だと思うのですが、その土台となる、現在当市において中小企業がどのぐらいあって、小規模がどのぐらいあって、そしてそこにどんな手だてをするかというのが今後この条例に基づいたことになっていくのだと思うのですが、その数字をどのように、来年の統計資料を基にということにはちょっと時間があり過ぎるような感じがするのですけれども、調べることができないのかを伺っておきます。

（商工観光課長）件数については、公表で出ているのがやはり国勢調査等となりますので、正直言うと把握できていない。あとは税務課のほうの先ほどの資料もありましたけれども、そちらにつきましては個人事業主、小規模事業者の数等は把握できませんので、現在どれぐらいの数があるか正確にはちょっと把握できていないような状況というのが正直なところでございます。

以上です。

（諏訪）先ほどいただいた令和元年と令和2年の廃業、倒産の数は税務のほうからのデータということで、52件、71件、廃業だったのか倒産だったのかちょっと分からないのですが、その内容は分かりませんが、いわゆるコロナの中の件数のような気もするのですが、その辺は商工のほうで何か聞き取りだとかアンケートを取るとかって、そういうことはされていないわけですか。

（商工観光課長） 商業者、企業者の代表であります鴻巣市商工会に伺ったところ、コロナが直接原因の倒産というのは聞いておりません。ただし、今回コロナを機に、当然後継者がいらっしゃらないとかというところで廃業された事業所があるという話は伺っておりますけれども、倒産等による理由というのは伺っていないところです。

以上です。

（諏訪） 今回、先ほど申し上げましたように、商工リサーチのほうでは4,001件が2020年の上半期の倒産件数なのです。この倒産件数の内訳なのですけれども、コロナ関連倒産、これはもう東京商工リサーチさんが調べているのですけれども、コロナで倒産したというのを見ると385件あったということなのです。やはりこれから基本条例をつくって、中小、小規模企業にいわゆる様々な手だてをしながら、消費需要も喚起もしていくということだと思うのですけれども、やはりまず実情を、現在市内の事業者がどういった経営状況だとかも含めて状況にあるのかを確認する必要があるかと思うのですけれども、今回この基本条例をつくって、そういった事業主の方々にどんなアクションを考えていらっしゃるのかを伺います。

（商工観光課長） 実際にどういったアクションを起こすかというのは今後具体的な話になりますので、今早急にちょっとお答えするのはなかなか難しいところなのですけれども、やはり我々は一番事業者の窓口として鴻巣市商工会を通じていろんな話をお伺いしております。その中には当然会員さんがいて、その方たちの意見を吸い上げているところでもございますので、まずそちらのほうからの代表的な意見を伺いながら、今後どういったことができるのかというのを改めて検討してまいりたいと思っております。

以上です。

（諏訪） 商工会の加入の率なのですけれども、これは本会議場でも質問があつて、51%が市内で加入されているということですので、その加入されている方、事業主のところの状況というのは商工会を経由してつぶさに分かるかと思うのですけれども、加入していない事業主のところ

はどういった調査といたしますかをしていくのかちょっと伺いたいと思います。

（商工観光課長）非会員の方か会員の方かというのは、こちらで正直言って把握していないところもございますので、こちらにつきましてもやっぱり鴻巣市商工会頼りになってしまうところがあるのですけれども、実際会員の方については当然、いわゆる経営指導員、商工会の職員の方ですよね、この方たちが訪問していろんな話、相談等を伺っている。あわせて、当然新規開拓というところで、会員になっていない方のところにもそれぞれがお邪魔して、定期的に会員の勧誘、こういったことによって、鴻巣市商工会に加入することによって今回のコロナ、いろんな商工会でも施策を行っておるのですけれども、そういうようなご案内をさせていただいておりますので、今後も商工会等を通じてそういった方の意見等については吸い上げてまいりたいと思っております。

以上です。

（諏訪）今回この条例を策定するに当たって、パブリックコメントを取られたのです。既にホームページにそのパブリックコメントの詳細が載っておりますが、今回提出された方が1件。非常に少ないなと思うのです。1件の方がたくさんコメントを出されておりますけれども。このパブリックコメントの期間が1か月でしたね。ちょうど夏休みの頃ということで、そういったこともあってなのか、あまり多くの意見が聴取できなかったのかなと思うのですけれども、このパブリックコメントに関して、今回の条例にどのように反映させていくのか伺います。

（商工観光課長）今回パブリックコメントでいただいた内容が、ちょっと今回の条例につきましては理念条例というところで、パブリックコメントでいただいた質問が実施計画ですとか、そういった内容にちょっと言及されているところがございます。その中で、今回の理念条例の中に、ではそれを具体的に盛り込むかというところ、なかなかちょっとというところがございますので、貴重なご意見として今後それを反映していくというところで対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

(坂本) 今回の中小企業及び小規模企業振興基本条例につきましては、このす自民を代表して一般質問でもさせていただき、これの制定に向けて頑張っていたらなというふうな思いを持っておるところであります。この中で議案資料、先ほどもパブリックコメントというのが出たのですけれども、懇話会及びパブリックコメントにおける意見というのはどのようなものがあつたか確認させてください。

(商工観光課長) 懇話会の委員さんの意見としましては、やはり事業承継の後継者問題の話ですとか、空き店舗や空地等が目立つということと、個人店が減ってきて中心市街地に元気がないよねというような、身近に感じるようなご意見の中で、それに対応するような今回中小企業の振興の条例ということで、大変期待しているというようなご意見等をいただいております。今後の課題の指針となるというようなことで、期待するというような意見をいただいております。

パブリックコメントにつきましては、実施計画策定を条文の中に明示するなど明確化すべきではないかというようなご意見等があつたところです。

以上です。

(坂本) 今後の取組についてなのですけれども、今回は理念条例だということでしたが、推進するための取組とか、あとは実施計画、基本計画の作成というのはしていくのかどうか伺います。

(商工観光課長) ほかの市町村を見ましても、実施計画、基本計画等を作成しているところもあれば、作成していないようなところも実際ございます。本市におきましては、現在他市町村で取り組んでいる状況等、こういったことを取り組んでいますよというのを今現在調査しております。本市でも今後実情に、本市の状況等に合った施策等が実際にあるか、採用すべきかどうかというのを今後検討してまいりたいと思っております。これらを整理する中で、それが実施計画的なものというようなことで進めさせていただきたいと思っております。

以上です。

(坂本) 今のことに関連しているかもしれないのですけれども、実効性

をどう担保していくかということ、それを最後に伺います。

（商工観光課長）先ほどから出ている懇話会の中でも当然、やっぱり条例だけつくっただけではというようなご意見ございました。その中で、条例の中の6条の経営改善とか革新計画の推進が事業者にとって大変プラスになるといったようなご意見がある中で、今後やはり、先ほどから申しているとおり鴻巣市商工会さんがやはり一番事業者の窓口となるところ、我々としてもまずそちらの代表のご意見を伺いながら今後の事業を推進してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

（大塚）それでは、111号について伺うのですが、条例は第1条から読んでいくと、かなり具体的に幾つか示されるのが一般的でしょうか、私ちょっと気になったのが前文に当たる部分であります、中ほどになるのですけれども、文章の冒頭に「このような中」というところから始まって、その後に協働という言葉が使っております。最後は、それらを実施していくという文章になっていると思います。ここで最初に伺いたいのは、協働ということは、一般的には個人であっても団体であっても複数のというのが一般的な捉え方だと思うのですが、ここでいう協働とは誰を指しているのか、まずこの点を伺います。

（商工観光課長）こちらにつきましては、第2条に定めております中小企業、小規模企業者、商工会、大企業、金融機関、教育機関、あとは市民ですか、等を想定しております。

以上です。

（大塚）ちょっとネットで言葉自体を調べたところ、このように書いてありました。複数が同じ目的、目標を持って、共に力を合わせて活動することとなっているのです。これをやるということになると、他の委員からも出ていますが、小規模あるいは中小企業についてはもうダイレクトで、ある程度理解ができると思うのですけれども、大企業ですとか教育関係の関連する団体ですか、それについてはこういうことを条例化して進めていきますよというのをどこかで示さなくてはいけないと思うのです。それについてはまだ確定はしていませんけれども、今日の段階で

は、それについては何か具体的な手だてというのはあるのでしょうか。

（商工観光課長）やはり一般的な周知になってしまうとは思いますが、広報ですとか、あとホームページ、インスタグラム等SNS等について、当然こういった条例が制定されて、今後4月以降施行されますよというところで、委員言われるように関係する皆さんが協働でやはり振興を図っていかうというような趣旨でございますので、十分周知等についてご理解等も含めていただきたいと思いますところでは。

以上です。

（大塚）次、ちょっと目先を変えて、今回条例を上程というか、制定するに当たって、恐らく参考となった、あるいは関連する法律ですとか、ちらっと見たら県のほうでも同様の条例がつくられているようにも見えてきたのですが、関連する法律、条例等については何か参考となる、あるいは関連するものがあつたのでしょうか、どうでしょう。

（商工観光課長）委員おっしゃるように、県のほうでは中小企業振興基本条例というものと小規模企業振興基本条例とわざわざ別に分けているところですが、本市におきましてはこれら県の条例、あとは直近で制定した他市町村の条例等を参考にさせていただきながら策定したというところがございます。

以上です。

（大塚）鴻巣は、それらをベースというか、含めて今回条例の上程になったわけですが、改めて伺いますが、県内でも同類同様の条例がもう既に定められているところがあるようではありますが、県内の状況について、具体的に市区町村が分かれば一緒にお答えをお願いします。

（商工観光課長）県内では、今現在、昨年度ベースになります、22の市町村が策定しているところがございます。いずれも内容については理念条例ということで、そんなに内容については大差がないのかなというふうに考えております。ただ、一方で、条例のタイトルというか、あれを見ますと、産業振興条例ですとか中小企業振興条例というような中、本市におきましては中小企業と小規模をあえて併記するような形で、特に両方とも目くばせしているのですよというところ、そういう

ところのアピールも含めて条例を定めさせていただいているところです。直近で同類というところであれば、久喜市さん、伊奈町さんが昨年ですか、策定しているところでございます。（P40「久喜市は平成29年4月1日から」に発言訂正）

以上です。

（大塚）もう一点、他の2人の委員からも出たのですが、意見公募の期間が今年の8月の15日、半ばあたりから1か月間ぐらいでしたか、そんな中で期間がなのか内容がなのか分かりませんが、確かにコメントをいただいた方が1人。意見公募なので、本当は多くの方に反応していただいて、そのいいところ取りとは言いませんが、いろいろなものを精査して、これでいいかどうかというのを見極める判断材料にはなるはずなのですが、公募に対して1人だったということについてはどのような判断をされているのでしょうか。

（商工観光課長）今回の条例が先ほどからちょっと申し上げているように理念条例というところで、直接何か市民の方も含めて利害関係というのでしょうか、そういうところはなかなかなくて、抽象的というのでしょうか、そういうところでやはりちょっと意見がなかったのかなというところで、非常に残念に感じているところではございます。

以上です。

（大塚）最後の質問になりますが、この条例を制定することによってどんな効果が見込めるかというのは非常に難しいところではあると思うのですが、まずいの一番に冒頭申し上げた関係する団体、関係者のほうに十分な周知をして、いわゆる今回の目的はまちの活性化、それからもう一つは地域経済の持続可能な発展というのが前文に出ていますよね。この2つのためにみんなで力を合わせて汗をかきましょうというのをどうやってスピーディーに伝えるかというのがやっぱり肝腎な部分かなと思うのです。そこの辺は今後担当課、担当部のみならず、まちづくりなので、上手に行政の中でもコントロールしながら、この条例が確定、制定された後に使うべきかなと思っています。例えば一部教育関係のところも出てきましたけれども、何となく職場体験だけみたいなイメージも私

たち実は持っている人もいると思うのです。いや、そうではなくて、もっと広い意味で使い回しをしていきたいと思いますというのをちゃんと認識をされて、条例を有効利用、活用するべきだと思いますが、今後のことで何かあれば最後に一言お願いをいたします。

（商工観光課長）すみません。先ほどの発言を先に訂正を、申し訳ないですが、させていただきます。

久喜市さんなのですけれども、昨年度と言いましたけれども、平成29年4月1日からとなっておりますので、こちらの訂正のほうを、申し訳ありませんが、させていただきます。

（委員長）ただいまの発言訂正については、字句その他整理については委員長に一任願います。

（商工観光課長）委員言われるとおりに、今後、教育機関ですとか、いろんなところが当然皆さんと一緒にやって盛り上げていくというのがまちづくりというところも含めてございます。具体的に職業体験、今中学校ですか、チャレンジ社会体験でしたっけ、というほうがされているということでございますけれども、我々が1つ考えているのが、起業とか、新しく起こすほうです、そういったものの何かカリキュラムというのでしょうか、そういうのも今後の鴻巣で育った方が鴻巣でやっぱり起業するというような、何かそういったことができないかなというところで今ちょっと考えているところはございますけれども、ちょっとこれも来年度以降、予算等も含めて、あとは当然学校等の関係もございしますので、なかなか実現するかどうかというところは難しいところではあります、いろんなところでちょっと考えているところはございます。以上です。

（大塚）追加して1点だけ。この条例に関する部分で、来年度の事業予算というのは、答えられるのであればありますが、組んであるのかなのか、それ最後に伺います。

（商工観光課長）具体的なことはちょっと申し上げられませんが、幾つか提案というか、させていただきます。

（委員長）暫時休憩いたします。



(休憩 午前 1 1 時 1 5 分)



(開議 午前 1 1 時 2 8 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(羽鳥) それでは、議案第111号について質疑をいたします。

おおむね質疑を聞いておりまして条例制定に向けての背景が見えてきたのですが、改めてその点について、まずお聞きいたします。

(商工観光課長) 今回、中小企業、小規模企業者ということで、振興条例ということで上程させていただいたのですけれども、本市の事業者の構成を見ますと、約90%以上がやはり事業者が中小企業及び小規模企業という形になっております。埼玉県内でも中小企業及び小規模企業振興に係る条例を定めている市町村が増えてきていること、かつ本市においてもこれらの方たち向けの支援が重要であるというようなことの認識から今回上程させていただいているというところでございます。

以上です。

(羽鳥) この時期なのですが、新型コロナウイルスの影響ということは鑑みたことはあったのでしょうか。

(商工観光課長) 懇話会の中でやっぱり新型コロナというのは当然、話題等については出ました。ただ、今回、条例自体の考え方というのでしょうか、理念条例となっていますので、その中で、では具体的にコロナ云々を反映したかどうかというところ、なかなかそこは見えてこないところではあるとは思いますが、当然議論の中ではそういう話が出ているというところでございます。

以上です。

(羽鳥) それでは、次の点なのですが、条例に抵触するような行為が発生した場合の対応について、あくまでも理念条例をつくるということで踏まえてはおるのですが、発生した場合の対応についてあえてお聞きいたします。

(商工観光課長) 委員ご指摘のとおり、今回の条例につきましては理念条例ということになっております。皆さんに協力を求めながら、皆さん

でやはり中小企業の振興を図っていこうというところがございますので、例えば何か抵触する行為ということがあったとしても、指導ですとか勧告と、そういった罰則等も含めてするようなものはないというふうに考えております。

以上です。

（羽鳥）今の答弁でおおむね理解はするのですが、実際に第8条では金融機関について書いてあるわけなのですが、金融機関と事業者といったらもうこれは助け合うはずなのですが、実際厳しくなってきたら貸し渋りとか貸し剥がしとかいろいろあるわけなのですが、そういうことに対してやっぱりこの条例があるのに助けてくれないのかという市民の方の声も当然上がることだと思っております。そういう場合、商工会または行政側どうされるのかをお聞きいたします。

（商工観光課長）今回のコロナに関しましても、かなりの中小企業の方が厳しい中で、国のほうでいろんな貸付け事業ですとか、いろんな施策等取られております。例えばそういうふうな状況になっても同じようなところが出てくる、国のほうで対応するというところも当然出てくると思いますし、今回市のほうでも様々な中小企業に対する支援、コロナに対する事業所支援を行いました。そういったことで対応するというようなことになるかなと思います。

以上です。

（羽鳥）もう一点、6条のところ商工会のことが書いてあるのですが、今までも商工会はそれなりにその立場でしっかりと仕事をしてきたと思うのですが、この条例をつくった上で、この商工会、より一層活躍できるのか、活躍の場が出てくるのかということをお聞きいたします。

（商工観光課長）今回の懇話会の構成メンバーとしまして商工会の方も入っております。その中で、この条例の制定に当たりましては様々なご意見等をいただいているところです。今回の条例の内容と役割等も含めてよく理解、自覚していただきまして、今後の商工会のますますの活躍を期待しているところです。

以上です。

(羽鳥) では、7条に大企業についての定義があるわけなのです。立場について書かれておるのですが、本市の中で35社あるというふうに本会議で私お聞きしたのですが、大企業にとってこの条例が何か影響するかと。逆に言えば、正直戸惑ってしまう可能性もあるのです。最近ですが、これは大きな大企業、本当の大企業の電気メーカーですが、資本金を下げても節税をしようというぐらい厳しいと。だから、大企業も大変なのだから、中小企業とか小規模企業、とてもとても見ていられないよと、構ってられないよというのが大企業の立場でもあるかもしれないのです。そういう点を踏まえて、どのように協力を願うのかお聞きをいたします。

(商工観光課長) 今回、大企業の役割としまして、地域経済の発展に果たす役割の重要性を理解してもらい、市が実施する施策の協力に努めるものというふうな内容となっております。大企業は、事業活動を行うに当たっては中小企業との連携及び協力等に努めるというようなところでうたわせていただいているところですが、実際に、では大企業がどういった役割というか、果たすかというのと、やはりその辺の連携ですか、中小企業と、今回の理念条例自体が鴻巣市の中小企業、小規模企業者盛り上げということ、その下支えとなる小規模企業、中小企業者の振興を図っていきこうと、その上に大企業も成り立っているところもございまして、その辺について十分ご理解いただきながら、大企業の役割等々について果たしていただければなというふうに考えているところです。

(羽鳥) もう一つお聞きしますが、大企業にしても、各種小規模、中小企業の事業者に対しても、商工会はそれぞれの事業者とは相通ずるものがあると思うのですが、事業者同士の連携というのは非常に難しいと思うのです。だからこそこれは行政のほうが入っていくと、そのための条例だというふうに私思いたいのですが、実際、ではどのような手だてがあるか、ちょっと想定の上でお聞きいたします。

(商工観光課長) 事業所同士の連携という話でございますと、商工会の中にも商業部会ですとか工業部会とかという形で、それぞれの部門の方

たちの部会という形で交流しているところもございますし、あと異業種交流会ということで、商業部門、工業部門、小売とか、そういうのを関係なしで交流しているような部会なんかもございます。そういう中でそれぞれの方がいろんなご意見ですとか情報を交換しているというふうにまず理解しているというふうに我々としては考えているところです。今後その中で、今先ほどからちょっと何度も申し上げているようですけれども、やはり鴻巣市商工会がそういったいろんな方たち、実際に鴻巣市内で商売されている方たちのご意見等を一番集約し、持っているところというところがございますので、まずそちらの方たちとの、商工会との連携、ますます情報交換等含めて行いながら今後対応していきたいというふうに考えているところです。

以上です。

（羽鳥） それでは、3点目のコロナ禍を乗り越えてこられた本市の中小企業、小規模企業の現状、それとこの条例がどのような影響を与えるかについてお聞きをいたします。

（商工観光課長） 現在コロナ感染症が収束に向かう中、経営状態は回復傾向にあるというふうに伺っております。ただ、以前と同じような状態に戻るにはかなりの時間を要するというふうに我々としても考えているところがございます。直近でいいますと、鴻巣市内の状況というのはなかなか数字的な把握はできていないところではございますけれども、帝国データバンクが行った令和3年10月における埼玉県企業の意識調査というものがございます。こちらが調査対象が975社中、有効回答企業数が442あったというところがございますけれども、自社の業績にどのような影響があるかとの質問に対しまして、65.8%の企業がマイナスの影響があるというふうに答えているということでございます。影響はないと回答したのが24.7%、逆にプラスの影響があると答えた企業が6.6%というふうに伺っております。業界別に見ますと、マイナス影響があるとした業界は運輸、倉庫が最も多くて69.4%、次いで小売が69.2%、製造が67.7%、卸売が67.4%と続き、金融、サービス、建設も6割台というふうな数字となっております。一方で、プラスの影響があるというところ

では、小売が15.4%と最も高い結果となっております。運輸、倉庫が8.3%、製造が7.6%、サービスが7.1%と続いております。マイナスの影響があるとした企業の声としましても、やはり飲食業を営んでおり、売上げの半分は宴会需要であったため、売上げの減少は半分以下になったというような意見がございます。一方で、プラスの影響があるとした企業からは、テレワークや通信による活動の増加等で需要が増えている、コロナ禍において海外取引状況の変化により国内需要が増しているとの意見が聞かれております。

そこで、この条例が与える影響についてですけれども、平成28年の経済センサスを見ますと、本市の事業所の構成を見ますと、卸売、小売業が25.3%となっております。製造業が8.9%となっていることから、先ほどの帝国データバンクの数字から見ても、本市でも多くの企業がコロナの影響を受けたということが推測されるところでございます。一方で、条例を制定したことで本市の事業者の振興についてもこれ当然、条例を定めたからといって、では何かすぐ特効薬みたいな形で振興が図れるかというようなところは、当然委員ご承知のとおりなかなか難しいというところで、この条例の目的を共有することでお互いがよい相乗効果を持たせるように、市としても今後支援をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

（羽鳥）非常に分かりやすい答弁でした。

それを踏まえた上で、本市においてこの条例、いかにして中小企業、小規模企業に反映させていくか、環境経済部長にお聞きをいたします。

（環境経済部長）今回のこの条例、いろんなことの商工会からの要望であるとかということで、しっかりと自分たちの立ち位置というのをはつきりさせたというような条例、理念条例になっております。この中で、市と商工会に関しては責務というふうな形で、その重さをこういった言葉に加えています。そうした中でも、今もそうですけれども、商工会と市のほうがしっかりとタッグを組んでやっていくということが一番重要ではないかなと思います。この条例をそういったことでしっかり生かす、

またこの条例から発する今後の予算編成に伴う補助金制度であるとか、そういったものもしっかりと考えながらやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

(羽鳥) それでは最後に、この条例、理念条例なのですが、どのように反映したか、それを検証する機会をつくるべきではないかと思っておるのですが、その点いかがでしょうか。

(環境経済部長) 理念条例ですので、数字的なものがなかなか言い出せないのかなというところはあります。ただ、今後出てくる新規参入であるとか、店舗のオープンであるとか、事業継承だとか、そういった数字の中でそういったものが検証できるのかなというふうには考えております。

以上です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11時43分)



(開議 午前 11時43分)

(副委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(永沼) 111号の質問としまして、本基本条例は市からの発案によるものなのか、またそれとも商工会や中小企業及び小規模企業者からの要望等によるものなのかお聞きします。

(商工観光課長) 本条例は、令和2年9月25日付の要望書が鴻巣市商工会から実際出てきております。市に対して、中小企業及び小規模企業を振興する条例の制定について要望という形でいただいたところです。市としましては、先ほどから申し上げており、市内の事業者の約90%を超えるところが当然小規模企業、中小企業者ということで、その振興支援については重要であるというふうに位置づけ、考えているところから今回の上程となったというふうに考えております。

以上です。

(永沼) 商工会からの要望等に基づくものというふうに答弁がありました

たが、その概要でよろしいのですが、要望内容についてお聞きします。

（商工観光課長）簡条書というか、それの中に書いてあるような内容です。当然周辺市町村でも中小企業振興条例を定めてきているところが徐々に増えてきているというところも踏まえて、当然90%を超える中小企業ほとんどが小規模企業者というところで、その振興が非常に重要であるというようなところを踏まえた要望になっていたというところがございます。

以上です。

（永沼）中小企業及び小規模企業の振興に対して市はどこまで関与しようとしているのか伺います。

（商工観光課長）今回の条例は、中小企業及び小規模企業者、大企業、金融機関、教育機関それぞれの役割と市商工会の責務を明確にしているというようなものとなっております。その中でそれぞれの役割を十分に自覚し、協力等を行うことや、企業においては自主的な事業活動の向上及び改善に努めるといった自助努力を求める内容となっております。市としましても、これら関係団体の役割を十分に果たすために、鴻巣市商工会と共に一緒になって、新たな施策も含めて支援等を考えていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

（永沼）本基本条例は理念条例という説明がされておりますが、条例ができ、心構えができて、当初は実践する企業が多くあるように思いますが、実践しない企業もあるのかなというふうに思います。このような企業に対して、市としてどのような取組を行っていくのか伺います。

（商工観光課長）まず、先ほど企業の役割としましても、まず自助努力というのは条文の中にもうたっております。自助努力があつての商工振興というふうに我々も思っておりますので、まずは関係団体が役割をまず自覚していただき、それぞれの活動における取組がまず重要であるというふうに認識しているところです。それにつきましては、商工会などの関係者との情報交換を密にすることによって、必要な手段、具体的な取組については今後我々の課題でもあるなというふうに考えているとこ

ろでございます。

以上です。

(永沼) 次の質問は通告には書いてありませんけれども、商工会に入っている、いないの差というのはあるのかどうか伺います。

(商工観光課長) 実際に商工会のほうでやられている内容としましては、経営指導というのがまず一番のところだと思います。実際に例えば年度末になったときに青色申告のお手伝いですとか、あとは新たに県ですとか国から補助金、今回のコロナでいえばそういった補助金の情報提供をし、なおかつその申請に対してお手伝いをするというような、商工会のほうで事業として実際具体的にされているというふうに伺っております。それが差なのかどうかというと、実際に加入していない方がやはり半数近くいるというところで、なかなかそれをどう評価するかというのは難しいところではございますけれども、商工会がそういった努力をしているというところと商工振興に関して様々な事業をしているところが会員と会員ではないところの差ではないかなというふうに、情報提供も含めてですね、国から施策ですとか、そういった情報提供を受ける、受けないというところも、その辺の情報量等も含めて差が大きいのかなというふうに感じているところです。

以上です。

(永沼) 条例の制定後なのですからけれども、数年がたつと理念条例ということで形骸化するおそれというのがあってはないかなという心配、私自身が持っています。そういう形骸化させないためにも、そういった方策を市として考えているのかどうか伺います。

(商工観光課長) やはり条例を定めただけでは役にも立たないというか、それだけになってしまいますので、やはり今後どういったことができるのかというのを具体的に検討していくということが非常に重要なのかなというふうに考えております。先ほどからお答えしているように、やはりそれぞれの責務、役割というのを十分理解、自覚していただく中で、今後必要な手だて等についても順次検討してまいりたいというふうに考えております。



以上です。

(副委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11時50分)

---

(開議 午前 11時51分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第111号 鴻巣市中小企業及び小規模企業振興基本条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第111号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11時51分)

---

(開議 午後 零時 57分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第112号 令和3年度鴻巣市一般会計補正予算(第10号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(諏訪) では、通告していますので、令和3年度鴻巣市一般会計補正予算(第10号)、質問いたします。

27ページのコンビニ証明交付委託料です。先ほどご説明がありましたマイナポイントなどで発行数も増え、そしてコンビニでの利用が増えたということなのですが、どのぐらいの増加があって、今その発行数ですか、それぞれの発行数を伺います。

(市民課長) それでは、お答えいたします。

今回のコンビニ証明交付委託料の増額補正なのですが、本年度の当初予算で過去の実績から月平均約700部を想定をしておったのですけれども、10月末時点で既に月平均の交付部数が1,000部を超えてきたということでありまして、これは前年度の同時期比較で2.1倍でありました。それに基づきまして、予算が不足しておりましたので、今回増額の補正を行ったというものでございます。現在どのぐらい増えているかといいますと、先ほどの繰り返しになってしまうのですけれども、前年度比較で全体的にどの証明書も増えてきておりまして、大体、10月末現在で、同時期でやっぱり2倍を超えてきているということがございますので、それについての増額補正となります。

以上でございます。

(諏訪) 月平均で2.1倍、700枚が1,000枚ぐらいということなのですけれども、そうしますと手数料などの上昇もあるということですよ。その辺はどのようにカウントをされているのでしょうか。会計課だから、また別になりますか。

(市民課長) 手数料につきましては、1通コンビニで取りますと、住民票で150円というのがありまして、それについても当然増加してくるだろうということになりますけれども、今回これの補正については、コンビニの1通当たりで取りますと、117円をコンビニ事業所に払うというものでありますので、これについての増額というふうになります。

以上でございます。

(諏訪) 既に報告がどこかであったかもしれないのですが、現在のマイ

ナンバーカードの発行数はどのくらいでしょうか。

（市民課長）先日ですけれども、3年の11月末時点が出たばかりですので、それを申し上げます。現在、申請者数が5万4,174名、そのうち交付された方が4万7,316人、交付率が約40.1%です。これが今最新のものとなっております。

以上でございます。

（諏訪）交付率が40%を超えたということでは、マイナポイントのそういった成果なのかなという感じはするのですけれども、発行に関して、コンビニでの交付に関して何かトラブルだとか、あとは利用される方が紛失したとか、そういった何かケースありますか。

（市民課長）コンビニ交付を始めて以来、トラブル等の報告はありませんし、コンビニからそういった相談というのも現在ございません。

以上でございます。

（諏訪）では、続きまして45ページの環境保全型農業直接支払交付金でございすけれども、こちらのほうは化学肥料だとか、そういった合成農薬を原則5割以上ですか、使わないということをしている農家さんに直接的に交付されるというものなのでしょうか。その対象数をどのくらい見込んでいるのか伺います。

（農政課長）対象者数についてですが、今回の補助事業の対象者なのですけれども、農業者で組織された団体、一定の条件を満たす農業者というような位置づけとなっております。今回の事業実施者は、農業者で組織された団体となっております、組織数は1団体でございます。その構成員なのですけれども、5名で構成されておりました、うち1件が法人となっております。

以上です。

（諏訪）そうしますと、現在1団体という対象でよろしいわけですね。

（農政課長）はい、そのとおりでございます。

（諏訪）これは、団体に交付されるということによろしいのでしょうか。いわゆる法人だとか、それ以外の個人の農業者にではなく、団体に交付がされるということですね。

(農政課長) そのとおりです。団体に交付となります。

(諏訪) 申請方法を教えてください。

(農政課長) この事業に申請するに当たりましては、事業の内容は先ほど申し上げましたとおり5割以上の化学肥料等の低減に取り組むことと、それと併せて有機農業ですとか、堆肥の施用、牛ふんなどを散布する堆肥ですね、そういったものに取り組むことが必須となっております。5割以上の肥料の削減、かつ有機農業などの取組を併せて行うことが条件となっております。この事業につきましては、団体のほうに補助をするような形となっております、補助については団体に補助をさせていただき、その用途については、構成する団体、組織の農業者に交付することも可能ですし、組織で規約を作成して、活動費用、いわゆる勉強会ですとか講習会、そういったものの費用にあてがうことも可能となっております。ただ、その場合は、どのようなものに使っていくのかというものをその組織ごとに規約を作成した上で総会を開いて、承認をいただいた上で使用してもらおうというふうな流れとなっております、申請につきましては、まずもって市に申請をしていただき、市から県に交付の請求をするような、そのような流れとなっております。その先は、県が国へと申請するような形となっております。

以上です。

(諏訪) これちょっとお調べしましたところ、予算に達すると交付できないこともあるというように書かれていたように思うのですが、今回の補正予算の額というのはもう確定がされているものと思っております。

(農政課長) 今回の補正予算に計上させていただいた金額につきましては、今回の活動組織がどこでどのような取組を行うかということを確認しております。取組の内容について、交付の価格というのが定められておりますので、面積に対して交付単価が幾らですよというものが決まっております。その計画に基づいた金額を交付申請額とさせてもらっているような状況です。

以上です。

(坂本) 23ページの自治振興課の自治会活動支援事業ということで減額になっておりまして、1つの事業の実施がなくなったということですが、コロナ禍において自治会とどのような形で連携をしているのか、また日頃から自治振興課と自治会長、町内会長等のやり取りというのはどういう内容についてやっているのか、それを伺います。

(自治振興課長) まず、自治会との連携ということでございますが、まず毎月ご協力いただいている広報の文書配布につきましては、まずは自治会役員の方の負担を軽減するということで、コロナ禍での長時間の作業や接触を低減できるよう、市役所各部署に対し、やむを得ない場合を除き文書配布をしないこと、広報と同じ記事の文書を配布しないことを周知徹底しています。また、コロナ禍での自治会活動についてのマニュアルを作成することを検討しておりまして、完成次第、自治会長の関係者の方に周知し、市のホームページでも公開する予定をしております。それで、自治振興課と自治会とのやり取りなのですけれども、年に定期的に自治会の連合会と役員会に事務局として参加をしまして、自治会全体の問題点を議論したりとかをしております。また、市から自治会に向けて研修会を開催をしているのですが、今年度は6月予定であった第1回自治会長研修会は感染拡大防止のために中止としました。今度、来年2月に2回目の自治会長研修会を予定しているのですけれども、そこは何とか開催したいですので、いつも小ホールで開催しておりましたが、200名ぐらいの参加ですが、大ホールで開催をして、何とか自治会の研修会を開く予定でございます。

以上でございます。

(坂本) 自治会長、町内会長は自治振興課だけでなく、いろんな部署とのやり取りってされていて、ごみの問題であればごみだし、あとは道路が駄目なら道路課へ連絡したりとか、多分そういうことがよく分からない自治会長さんなんかもあると思うのです。その辺のサポートとか、そういうのはしてきているのか、しているのか、ちょっとその辺教えてください。

(自治振興課長) もちろんいろんな行政、多岐にわたりますので、分か

らない自治会長さんおられます。そのときに、まず一回、自治振興課にお見えになったときに我々も交通整理をさせていただきまして、一緒に担当課に行ったりとか、自治振興課が電話でつないだりとかして適切な場所にご案内できるように努めております。

以上でございます。

（坂本）今の件はしっかりとやっていただけたらと思います。よろしくお願いたします。

次に移りまして、31ページになります。国保年金課の国民健康保険事業特別会計繰出金と、それから後期高齢者医療特別会計繰出金についてですけれども、これも先ほどの議案第109号のときに他の委員からも出ていたと思いますが、令和9年度に向けてこの繰出金というのの考え方はどうなっていくのか教えてください。

（国保年金課長）お答えします。

国民健康保険事業特別会計繰出金は、法定繰り出しと法定外繰り出しから構成されております。法定繰り出しのうち保険基盤安定や財政安定化支援事業は、高齢者の増加や低所得者の影響、軽減判定所得の拡大により年々増加をしております。一方で、法定外繰り出しにつきましては、その削減を強く求められており、令和9年度の保険税水準の準統一に向けて段階的に解消してまいります。

一方、後期高齢者医療特別会計繰出金につきましては、後期高齢者医療制度は国民健康保険とは別制度のため、令和9年度に向けての影響はございませんが、団塊の世代が後期高齢者となり、さらに医療費が増大することが見込まれる2025年問題を控え、繰出金も年々増加することが見込まれております。

以上です。

（坂本）国民健康保険事業特別会計繰出金の236万9,000円は法定外なのでしょうか、それとも法定内というのかな、そういう分け方はできるのですか。それどういうふうになっているのかちょっと教えてください。

（国保年金課長）こちらについては、法定繰り出しの減になります。

以上です。

(坂本) 減ですか。

(国保年金課長) すみません。失礼しました。法定繰り出しの増額になります。

(大塚) それでは、補正予算について2点ほど、場所を指定して伺いたいと思います。

23ページの自治会活動支援事業であります。説明の中では新春懇談会を中止にしたということで、具体的には会場費の予定額と参加者への補助部分というふうに理解をいたしました。細かい数字ではありますが、会場費の金額、またその参加者に対する補助というのは、金額が分かればお伺いをしたいと思います。

(自治振興課長) 会場費でございますが、3万7,500円でございます。ちょっと、あともう一点何でした。

(何事か声あり)

(自治振興課長) 20万につきましては、まず新春賀詞交歓会、新春懇談会につきましては、これは令和元年度に実際に行ったものなのですけれども、約64万円の需用費がかかっております。その中で市の負担金として20万円を支出しております。

以上でございます。

(大塚) 前年度の例の数字が出されましたので、単純なことを言うと、総額で64万円程度、特別賦課金、いわゆる参加者の負担する分が四十数万円あったので、差引き20万円が市の補助という理解でよろしいですか。

(自治振興課長) その差引きの四十何万何がしに関しましては、会費として自治会長さん、市の職員、各単価2,000円を頂戴しまして、まず会費として25万4,000円頂戴しております。残った約18万3,000円なのですけれども、これは自治会連合会の会計からお支払いをしております。

以上でございます。

(大塚) 金額は分かりました。今回やろうとした懇談会ができないということになると、当初の見込みで、この新春懇談会の中でどんなことを目的として、どんな狙いがあったてやろうとしたのか、もし分かればお伺いをします。

(自治振興課長) 新春懇談会の趣旨といたしまして、各自治会の交流と意見交換による相互の親睦と親密な連携、調整を図り、地域住民の自治活動を拡大させる。また、市長、副市長、教育長、部長との懇親会の場を設け、広く情報を共有し、これから市が進むべき方向性を探り、自治会行政が一枚岩となって地域コミュニティーを推進していくための礎を築くということで新春懇談会が開催をされる予定でありました。以上でございます。

(大塚) 他の委員の質問の中で出た答えの中で、200人規模程度ということだったと思います。実際に200人の規模で意見交換をするのは非常に難しいのかなと思いますが、併せて先ほどの答弁の中で今後2回目の研修会を計画はしていきたいということでありました。新春懇談会でできなかったこと、やろうとしたことをその予定している研修会の中で、全部でなくても、網羅といいますか、兼ねてやることというのはお考えにあるでしょうか。

(自治振興課長) 新春懇談会は開かれないのですが、第2回研修会では、地域の自治会の活動の状況の発表を自治会に加入している団体からしてもらおうということと、あと地域防災の観点から、そういった防災の関係の講義をしてもらうということを予定しています。以上でございます。

(大塚) 同じページ、その下であります。集会施設が3事業、4館ですか、4つの建物に関して、いわゆる空気清浄機の購入ということが内容として出されています。これを見ますと、それぞれ金額が若干、55万円台、53万円台、倍額に近い106万円台ということであるのですが、これはそれぞれサイズというか、台数というか、それが違うという認識でいいのかどうか。それと、何か60台を超える全体の数としてはというのをちらっと聞いた覚えがあるのですけれども、まだ入札前なので、細かい台数とか金額は結構ですので、個々の施設によっていわゆる物が違う、予定しているものが違うかどうか、それだけお答えを下さい。

(自治振興課長) 委員ご指摘のとおり、物が違います。市民活動センターには大型のものと小型のもの、あとコミュニティセンター3館、市民



センター、本町コミュニティセンター、ふれあいセンターについては小型のものを購入予定でございます。

以上でございます。

（大塚）サイズが違うということは、この事業を展開する最初の段階でそれぞれの施設に対して希望があるかないか、あるいはサイズも含めてそういう打診をしたのが最初になりますか、どうですか。

（自治振興課長）施設に従事している所長及び指定管理事業者に聴取をしまして、大型のものより小型がいいという施設もありましたし、大型のものをどんと置きたいという施設もございましたので、そういう判断で今回そういう配分をいたしました。

以上でございます。

（大塚）今回の補正予算にはのっていないのですが、市民環境常任委員会に関わる集会施設というと、実は川里にもう1か所あるはずなのですが、これが出ていないのが不思議ではないのですが、これ予算に出ておりませんので、気にしておいて、次の質問に移りたいと思います。25ページになります。25ページの公共交通維持事業であります。この中では、先ほどの説明でひなちゃんタクシーの利用者が増えたことを受けて、あるいは本来は本格運行すべきところをテスト期間を延長するということが理由ということで伺いました。今回は補正予算でも1,700万という金額ですね。ここで聞きたいのは、いわゆる公共交通事業の今後の在り方というか、何か進むべき道と伺いますか、例えば説明が出ていたひなちゃんタクシー、乗合、それからフラワー号等々、今のところ該当する事業って幾つもあるわけです。これからどこにいわゆるゴールというか、ラインを引いて次のステップに向かうのか、市民の要望に応じていくのかというのをどこかでやっぱりしっかりと目標を立てないといけないかなと思っています。今の段階で、そこら辺何か目安とか今後の進むべき道がもしあればお伺いをいたします。

（自治振興課長）公共交通の充実を図るということは、通勤、通学、通院、買物などの日常生活に欠かせない移動手段が確保できることに加え、コミュニティ活動への参加や娯楽などの外出機会を増やすことにつな

がり、暮らしやすさの向上に直結するという認識はしております。本市が実施をしている公共交通につきましては、令和元年度までは年間約50万人以上の利用があり、市が運行委託しているフラワー号と民間路線バス、このす乗合タクシーとひなちゃんタクシーがあります。この4つの公共交通を柱といたしまして、利用者の目的やそれぞれの特性を生かした市民の移動の手段として一体的に運行できるように、バス運行事業者やタクシー事業者と連携しながら持続可能な公共交通維持事業を進めてまいりたいと思います。具体的に持続可能な公共交通を維持することにつきましては、まずタクシーメーター料金から利用料を差し引いた全額が市からの財政支出となっております。今回補正予算に上げました、ひなちゃんタクシーから交付税措置のある乗合タクシーへ利用者の移行が行われるのが当面のちょっと課題としてあります。また、今回ひなちゃんタクシーの補助金の支出増につきましては、令和2年2月に実施された一般タクシーの料金改定も大きく影響しております。次年度の、いわゆる令和4年度の運行状況によっては、ひなちゃんタクシーの料金改定や、あと今利用回数制限ということで10回設けておるのですけれども、その回数制限も視野に入れて検討していきたいと思います。ただ、ひなちゃんタクシーについては、身体的な理由でひなちゃんタクシーしか使えないという方もおられます。陣痛のときは乗合ではもちろん対応できませんので、一定の需要があるという前提で制度改正については慎重に進めていきたいと思います。

以上でございます。

(大塚) 今お伺いした内容については、年度ごとに幾らか目標値、中身も変わってくると思うのですけれども、最終的な決定する機関というのは公共交通会議の席上という認識でよろしいでしょうか。

(自治振興課長) 委員のおっしゃるとおり、まず地域公共交通会議、もちろん予算措置を伴うものでございますので、市議会議員の方、議会での議決ということの形で進められていくと思います。

以上でございます。

(羽鳥) それでは、議案第112号について質疑をいたします。

まず、歳入のほうで、15ページ、県からの後期高齢者医療保険基盤安定事業負担金832万円の減額内容についてとともに、セットで歳出の部分の31ページ、後期高齢者医療特別会計繰出金の減額について、606万6,000円の減額が一般財源からあるので、計1,438万6,000円の減額内容についてお聞きいたします。

（国保年金課長）お答えいたします。

まず、保険基盤安定事業負担金832万円の減額についてでございますけれども、こちらは令和3年度の保険基盤安定の額の決定によりまして832万円を減額補正するものとなっております。

続きまして、後期高齢者医療特別会計繰出金の減額のうち1,109万2,000円の減額でございますけれども、こちらについては、令和3年度の保険基盤安定の額の決定によりまして県と市の両方を合わせた額を減額したというふうな形になっております。

以上です。

（羽鳥）そうしますと、本年度は後期高齢者医療の保険はあまり使われなかったと思ってよろしいのでしょうか。思ったほど。想定以上に需要がなかったというふうに考えてよろしいのでしょうか。

（国保年金課長）保険基盤安定につきましては、保険料の軽減分を県と市で補填をするものというふうになっておりまして、県の負担割合が4分の3、市が4分の1ということなのですけれども、当初、広域連合のほうから示された見込みの人数が実際確定した人数よりも過大であったということで、今回減額補正となっております。

以上です。

（羽鳥）そうしますと、医療費のほうが思ったほどかからなかったと、それだけ医療がかからなかったというふうに理解してよろしいのですよね。

（国保年金課長）医療費というよりは、実際保険料の軽減対象者の数が当初の広域連合の見込みよりも少なかったというようなことで減額補正となっております。

（羽鳥）了解しました。

それでは、19ページの療養給付費の負担金の還付金について、発生の内容について、2,610万2,000円についてをお聞きいたします。

(国保年金課長) こちらは、令和2年度の埼玉県後期高齢者医療広域連合の医療給付に要する経費の精算によりまして2,610万2,000円の還付を受けるものということで増額補正となっております。

以上です。

(羽鳥) ちょっと理解が少なくて申し訳ないのですが、給付の還付があったということはどういう事象なのでしょう。もうちょっと詳しく説明願いたいと思います。

(国保年金課長) 当初、概算で医療給付費に要する経費のうちの12分の1というのを市のほうで負担をしておったのですけれども、その年度が終わって額の確定のほうがございましたので、実際、概算で払った金額よりも確定値が少なかったということで、その分のお金が戻ってくるというふうな形になっております。

(羽鳥) 了解しました。

次に、27ページ、コンビニ証明交付委託料の内容と本事業の今後の位置づけについてということでお聞きするのですが、前質問者のほうからもいろいろとありましたので、この内容で特にコンビニ証明の交付委託が全体の何%ぐらいに今なっているのか、そういうことを含めて今後の位置づけをお聞きしたいと思います。

(市民課長) それでは、お答えいたします。

委託料の内容については、コンビニ事業者へ委託手数料として1通当たり117円をお支払いするというもので、それについて、マイナポイントだったり、コロナウイルスの感染対策としてコンビニを推奨した、その結果伸びてきたと、それで不足分を増額補正するというものなのですが、これについての本事業の今後の位置づけなのですけれども、本事業ですけれども、市民の方が証明書を取得するため市役所に来庁する必要がなくなって、その結果、窓口混雑も解消されるほか、身近な場所で夜間、休日でも取得することができると。市民サービスの向上を図れることから、今後においてもコンビニの交付サービスについては推進する考えで

ございます。それで、現在どの程度あるかといいますと、コンビニの交付割合ですけれども、令和元年度が2.52%、令和2年度が7.32%、令和3年の10月末現在の実績ですけれども、これが12.27%というふうに、このように年を追うごとに増えているというのが実績でございます。以上でございます。

（羽鳥） そういたしますと、今後より一層コンビニ交付のほうを増やしていきたいというふうに考えられていると思うのですが、そのおおむねの計画ってないのでしょうか。そこをまずお聞きします。

（市民課長） 羽鳥委員さんもお存じかと思えますけれども、マイナンバーカードの第2弾というのが国会のほうで今話し合っていて、それをやるという方向で、実施をするということで報道等に出ておりますけれども、その詳細等が市町村のほうにまだ下りてきていないという状況ですので、詳しいことは申し上げられないのですけれども、国のほうについては令和5年の3月末までに国民のほぼ全ての方、全てというか、ほぼほぼの方がマイナンバーカードを取得するようにということで、そういった政策で今動いているということでもありますので、本市につきましてもこのような啓発活動等を行っていくということは考えておるのですけれども、それに先立ちまして、11月の10日なのですけれども、シルバー人材センターの会員を対象としまして、場所は農業研修センター、そちらのほうでマイナンバーカードの取得についての啓発活動を行いまして、26名の方なのですけれども、その方がお越しになってカードを登録していただいたというようなことの実績はあります。今後におきましても、成人式だったり、それから確定申告会場、そういったところで啓発活動を今年については行っていかうかという計画で、カードの普及を推進していかうという考えでございます。

以上でございます。

（羽鳥） そうしますと、これから国のほうでも強力にマイナンバーカードの交付のほうをしていくと、令和5年3月までに100%を目指すということは相当力を入れなければいけないと思うのです。これ市町村もやっぱり全く一緒ですよ。市町村の独自のカラーを、最近やっぱりニュー

ス見ていますと、他市では結構やられているので、そのこのところの検討も十分にされているのかどうかを最後お聞きいたします。

（市民課長）お答えいたします。

国のほうの実際の詳細等がまだこちらに下りてきておらぬですけれども、それにつきましては内部のほうで今後カード交付の普及をさらに高めるようにということで検討をこれから進めていくところでございます。

以上でございます。

（羽鳥）それでは、43ページ、水道事業会計助成事業の財源内訳更正についてということで、担当課として今後の新型コロナ対策についてお聞きしたいと思います。

それで、いいですか、もう一つ。この事業においては、今回で3回目になるとお思いますので、その経緯も踏まえた上で説明をいただきたいとお思います。

（危機管理課長）お答えいたします。

まず、財源内訳の更正についてですが、こちら令和3年度一般会計補正予算（第6号）において水道会計事業助成事業として一般財源で計上しておりましたが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金であるため、県を通じて国に申請し、今回事業承認されたことによりまして一般財源から特定財源に更正しております。また、それによりまして、先ほどの実績についてですが、水道の料金の助成事業として令和2年に2回、1回目は令和2年6月、7月分の検針分、2回目は令和2年の10月、11月分の検針分、そして令和3年の10月分、11月分の検針分として行っております。これの今後の対応についてですが、公共施設等では今までどおり新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針やこのす安心宣言に基づき、3密の回避、マスクの着用や手洗い、入館時の手指の消毒など、感染防止対策を実施しております。また、今後も実施していくような形になります。新しい生活様式に沿った安全な施設の提供に努めてまいりたいと考えております。新型コロナウイルスの感染拡大はまだまだ予断を許さない状況に変わりありませんが、今後も安全対策を講じ

ながら、国や県の感染対策の動向を注視しつつ感染対策を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

（羽鳥）確認なのですが、今説明いただきまして、3回目の今回のこの助成事業においては、もともとは一般財源で行おうとしておったのですか。

（危機管理課長）こちらは一般財源で計上しておりますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として国に申請して、今回承認されたという形になっております。

以上でございます。

（羽鳥）今回で3回目となるわけなのですが、私も一市民として大変ありがたいと思っておるのですが、効果についてどのように感じておられるかをお聞きしたいと思います。

（危機管理課長）お答えいたします。

こちら、前回の市民アンケートでも大変好評を受け、今回3回目を実施したような形になっております。今回も大変好評を得られるものだと思っております。

以上でございます。

（羽鳥）私も、手前みそなのですが、一般質問のほうで4か月間の水道事業の助成ができないかということで提案を申し上げたのですが、本市においては6か月やっていただけることに関して、大変ありがたいと思っています。しかしながら、今回、今までのパンデミックである感染症は大体第3波で収束するのです。それが今までの通例だったのですが、今回の新型コロナウイルスは第5波でも終わりが見えないと。確かにもうオミクロン株のほうに変異種として出てきてしまった。また、今後もある可能性もあるということで予断を許さない状況でございます。そういう点においては、今回以降もこの水道事業会計の助成事業は検討される余地があるのかを最後にお聞きいたします。

（危機管理課長）こちらにつきましては、第6波の状況、それからまた多額のお金もかかることですので、今後の動向を注視しつつ検討してま

いりたいと考えております。

以上でございます。

（羽鳥） それでは、45ページの環境保全型農業直接支払交付金の対象者と今後の本事業の普及促進を検討されるかということについてお聞きするわけなのですが、対象団体のほうが5名で、うち1法人が入っている1団体ということをお聞きしました。この詳細について、まずお聞きできますか。

（農政課長） 個人につきましては、当然市内の全て、個人が4名、法人が1団体となっています。あわせて、1組織が今回の事業に取り組むということになっております。これらは全て鴻巣市内の農業者となっております。うち4名が認定農業者であることを確認しております。

以上です。

（羽鳥） そうしますと、どのような作付、農産物を作っているのか、あとの組織の体制がどのようなになっているのかをお聞きしたいと思います。

（農政課長） 取り組んでいる作物なのですが、主に有機野菜につきましては、季節によって作付されるものは当然変動されるのですが、今の季節で申し上げますと、現在はニンジン、大根、カブを栽培しているというふうに伺っております。そのほか、水稲、米ですね、米の栽培に取り組むということになっております。作付については以上なのですが、ほかの取組といたしましては、堆肥の施用といたしまして、牛ふんなどをほ場に散布する取組などを行っているような状況でございます。

以上です。

（羽鳥） そうしますと、化学肥料、化学農薬を5割以上削減するわけですね。その確認ってどうやってするのでしょう。

（農政課長） 5割低減の確認なのですが、こちらにつきましては、実際に農業者が使用している肥料を5割低減、使用量を2分の1に軽減するというのではなくて、埼玉県が作成した特別栽培農産物に係る表示ガイドラインの施用量を使用することとなっております。かつ何を



ってこれを使ったかということにつきましては、当然補助事業となっておりますので、事業実施報告書あるいは作業日誌などをもって確認することというふうになっております。

以上です。

（羽鳥）それでは最後に、これ国、県のお金が4分の3入っているわけですね。そうしますと、本市のほうでどんどんやっていきたいというふうに持っていきたいのですが、普及促進、門戸を広げるような体制は取れるのかどうか、最後にお聞きをいたします。

（農政課長）今後の普及促進についてなのですが、この事業につきましては基本的には取組開始の年度から5年間継続して行うこととなっております。かつ通常の農業よりも手間がかかるものということとなっておりますので、それを踏まえた上で地球温暖化防止や生物多様性の保全等に効果の高い、いわゆる環境に優しい農業ということでございます。取組に関する相談等というのは随時受け付けておりますので、このようなご相談がございましたら、取組に前向きに検討できるようアドバイスしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

（小泉）先ほどほかの委員からの質問もあったのですが、羽鳥委員からの45ページの環境保全型農業直接支払交付金事業についてなのですが、先ほど確認方法についてということで日誌等で確認することだったのですが、逆に不正が簡単にできてしまうのではないかというような懸念があるのですが、その辺はどのように考えていますか。

（農政課長）取組に際しては、当然、有機野菜、作付をされているものについては出荷伝票、あるいは物を購入すれば購入伝票などもありますので、そういったものを報告書の裏づけとして添付していただくように考えております。

以上です。

（小泉）あとそれと、登録された1組織ということですか、先ほど説明があった1団体、4名ということだったのですが、この交付金事業

について、環境問題に対する関心って今高いと思うのですけれども、それに対する農家の方々の関心が低いのか、それとも門が狭いのか、ちょっとその辺が何か、もう少し、先ほどの羽鳥委員からの質問にもありましたけれども、普及させていくべきものだと考えるのですけれども、最初の段階での門戸というのはやっぱり狭い認識というのですか、その基準が結構厳しいとかというの、その辺はどのような感じなのでしょう。

(農政課長) そもそもこの事業に取り組める要件といたしましては、対象者となっているのが、繰り返しになるのですけれども、農業者で組織された団体、または一定の条件を満たす農業者というのが基本的な条件となっています。農業者で組織された団体というのは、個人の集合体でももちろん構わないです。それとあと、個人で取り組む場合の一定の条件を満たす農業者というのが、これが結構ハードルが高いのかなというふうに考えておまして、耕地面積の一定割合以上の農地で活動を行う農業者、ここでいうところの一定の割合というのが自身の耕作する農業集落の耕地面積、いわゆる自分が作付されている面積の半分以上をこの事業に取り組みなさいよというふうに言われております。それと、環境保全型農業を志向する他の農業者と連携してこの農業の拡大を目指す取組を行う農業者、いわゆる同じ志を持った人たちの集合体です。それとあと、複数の農業者で構成される法人となっております、そもそもこれに取り組むに当たりますと、先ほどもちょっと触れたのですけれども、通常の農作業よりもプラスアルファ取組する内容が多く、いわゆる手間がかかるので、その手間を差っ引いて、かつ収益が上がることを計算に入れた営農状況でないとなかなか取り組むことが難しいのかなというふうに考えています。ですので、門戸が狭いということではなくて、取り組むための要件がちょっと高いのかなというような認識ではおりませんので、市といたしましては、このような相談があれば、制度設計をきっちり説明して、この計画を作成する段階において5年間それを実施するのですよということが実現可能なかどうかということをお示ししなくてはならないと思うのです。それらをきちんと説明した上で取り組むことが可能性があるとするならば、積極的に取り組めるようアド

バイスしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1 時 5 9 分)



(開議 午後 1 時 5 9 分)

(副委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(永沼) 各委員から質問されましたので、私からは 1 点、55 ページ、土壌分析調査委託料、建設発生土搬出委託料の減になった理由が、道の駅プロジェクトと協議し、残土をそちらに搬出ということで説明がありました。それで、先ほど質問の中にもあったのですけれども、仮置場に置いてというお話もあったと思うのですけれども、そのほか協議内容と残土搬出減というのは何となく分かるのですけれども、土壌分析調査委託料の減というのはどんな理由なのかなというのをお聞きしたいと思いません。

(危機管理課長) お答えいたします。

公共残土の搬出には有害物質を含まない建設発生土を搬入する必要がございます。そのために土壌分析調査を行います。また、土壌分析調査結果証明書には有効期限がございます。搬出先への時期が未定であることから、建設発生土搬出委託料と併せて土壌分析調査委託料も減額するものです。

以上でございます。

(永沼) 先ほどの説明の中で仮置場の話が出ていたと思うのですけれども、既に仮置場に残土を置いているということによろしいのでしょうか。

(危機管理課長) はい、そのとおりでございます。

(永沼) 仮置場から次に道の駅への搬出というふうになりますと、仮置場での土壌を置いている期間というのはどのくらいまで置いているのか、いつ道の駅のほうにその土壌が搬出されるのか、その辺の計画というのはどのようになっているのかお聞きします。

(危機管理課長) まず、仮置場に置かせていただいたのは令和 2 年度に

なります。搬出は令和4年度を予定しておりますが、まだ時期は未定でございます。

以上でございます。

(永沼) 仮置場での土壌の管理の方法というか、どのような方法でされているのかお聞きします。

(危機管理課長) お答えいたします。

現在仮置きしている場所ですが、川里中央公園の拡張用地になってございます。こちらは、仮置きするに当たりまして所管課と調整を行い、子ども等の遊ぶ遊具がなく、危険のないよう、また通常の管理においてもチェーン等、出入口を封鎖して管理してございます。

以上でございます。

(永沼) 土壌というのは、乾いたりすると、大風とか吹いたりするとかなりの砂嵐とかになったりするのですけれども、そういった管理もされているのかどうか伺います。

(危機管理課長) 特にそのような風対策等は行ってはございません。もともと小学校での発生土になっておりますので、そのような特別な措置は行っておりません。

以上でございます。

(副委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時03分)

\_\_\_\_\_ ◇ \_\_\_\_\_

(開議 午後2時03分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第112号 令和3年度鴻巣市一般会計補正予算(第10号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第112号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(休憩 午後2時03分)



(開議 午後2時18分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第113号 令和3年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(大塚) 繰越明許のところの説明がありました特定健康診断なのですが、コロナの影響によりということではありますが、例年の受診状況と比べると今回1か月ぐらい延ばすわけですけれども、今の段階、分かっている段階で受診状況というのは、受診率は低いというような状況なのかどうか、それはいかがでしょうか。

(国保年金課長) 特定健康診査の受診率なのですが、正確な数字等はちょっと控えておらないのですが、昨年度はコロナの受診控えということで例年に比べて大分数字的に落ちてしまったのですが、今年度もそこまで回復はまだ現状ではしていないというような状況となっております。

以上です。

(大塚) ちなみに、4月の末頃まで延長ということですね。

(2月の声あり)

(大塚) 2月。その延長を今回することによって幾らかカバーできるという見込みということによろしいでしょうか。

(国保年金課長) おっしゃるとおり、期間のほうを3か月ほど延長しますので、それによって受診率等も向上するかというふうに考えております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時24分)



(開議 午後2時24分)

(副委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(永沼) 同じく4ページの繰越明許費でございますが、令和2年度は特定健康受診券封入封緘業務委託と特定保健指導業務委託の令和2年度から令和3年度までの繰越明許費になっていましたが、今回報償費という言い方をされておりましたが、この違いについて伺います。

(国保年金課長) 令和2年度のこちらの債務負担については、特定健康診査の受診券の封入封緘業務と特定健康診査の実施期間が後ろ倒しになったことで特定保健指導のほうも令和2年度よりも令和3年度の保健指導のほうが多くなるということで、債務負担行為限度額の変更のほうをさせていただいたのですが、令和3年度の繰越明許につきましては、先ほどの説明でも若干させていただいたのですが、特定健康診査の実施期間のほう11月の末から令和4年の2月28日まで延長がされました。特定健康診査受診プレゼントキャンペーンというのを今年度実施する予定であったのですが、実際2月の末の受診が終わってからその対象者の方を抽出をして、それから抽せんをしてプレゼントをお送りするという

ことで、今年度中のちょっと実施というのが期間的に難しくなっていましたので、こちらの記念品の分とその記念品をお送りする郵券料について繰越明許をさせていただくというような形になっております。以上です。

(永沼) 特定保健指導業務委託というのが令和2年度から令和3年度、昨年度、繰越明許費で算定されていたわけなのですが、令和4年度に向けての特定保健指導業務委託というのが繰越明許費で出されてもいいのではないかとちょっと感じるのですが、その辺はいかがでしょう。

(国保年金課長) 昨年度は、特定健診のほうがコロナウイルスの関係で始まりが、例年6月1日からであったのですが、そこが2か月後ろ倒しになってしましまして、8月から翌年の2月の27日、土日の関係で27日までということだったのですけれども、今年度は当初の予定どおり6月から特定健診については実施をしておりますので、ここで2月の28日まで実施期間が延びたとしても昨年ほど翌年度に繰り越す部分というのは多くないのかなということにして、そういった関係でちょっと今年度については、その部分については債務負担行為の変更等はしておりません。以上です。

(永沼) 今回の繰越明許費については、報償費ということの説明されておりましたけれども、その報償費の積算根拠というのはどのようなものなのか伺います。

(国保年金課長) こちらは、記念品のほうが64万1,000円と記念品の郵券料、こちらは8万4,000円、合わせて72万5,000円というふうになっております。

以上です。

(副委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時29分)

---

(開議 午後2時29分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第113号 令和3年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第113号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第117号 令和3年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時33分)



(開議 午後2時33分)

(副委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(永沼) 1点だけ質問いたします。

8ページの事務費納入金についてなのですが、令和2年度、同じ12月の補正のときとの違いというか、この差について伺います。



(国保年金課長) お答えします。

まず、令和3年度の事務費繰入金につきましては、令和2年度埼玉県後期高齢者医療広域連合の共通経費精算額還付金を令和3年度の共通経費事務費負担金から減額及び概算額の決定により329万4,000円減額補正するものであります。一方、令和2年度の事務費繰入金につきましては、令和元年度埼玉県後期高齢者医療広域連合の共通経費精算額還付金を令和2年度の共通経費事務費負担金から減額及び概算額の決定により248万円減額するものと、自庁システムの改修費として市事務費分88万円を増額するもので、合わせて160万円を減額補正するものとなっております。

以上です。

(永沼) 今の説明ですと、システムの関係というのがプラスになって、プラスという言い方が合っているのか分かりませんが、違いがあるかなというふうに思うのですが、それによろしいでしょうか。

(国保年金課長) はい、おっしゃるとおりです。

(副委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時35分)



(開議 午後2時35分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第117号 令和3年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第117号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了しました。

これをもちまして市民環境常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告書につきましては委員長に一任願います。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後2時36分)